



第146号

平成28年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 木下 純一

印刷 (株) 税 経



カナダからナイアガラの滝越えの朝日

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします

東京税理士会 日本橋支部

支部長 浅見 達雄
副支部長 坂下真一郎
副支部長 佐々木則司
副支部長 木下 純一
副支部長 若狭 茂雄
総務部長 大澤 昭人
研修部長 高橋美津子

広報部長 木下 純一
厚生部長 森 一郎
組織部長 梅田 文江
経理部長 安田 信彦
綱紀監察部長 佐藤 宗石
税務支援対策部長 須佐 正秀

平成28年元旦

東京税理士会

理 事 花山 三郎
理 事 中沢 勇
理 事 滝口 利子
理 事 井上 真一
理 事 青木 久直



新年のご挨拶

支部長 あさ み たつ お 浅見達雄

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の年頭にあたり、支部会員の皆様に謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられましたことと、お慶び申し上げます。

昨年的一年間も、幹事の皆様はもとより会員の皆様方のご協力により、各種の支部行事が順調に遂行できましたことに御礼申し上げます。

特に当支部の重点施策であります社会貢献事業としての各種の無料相談会の担当、小中学校における租税教育については、各担当者におかれましては大変なご尽力を頂きまして、大変好評な事業運営ができましたことに改めて御礼申し上げます。

各種の行事に多くの会員の皆様にご参加いただきたく、毎月開催する研修会、厚生事業としての6つのサークルの活動、定期総会後の懇親会、新年賀詞交歓会における懇親会など多くの行事を開催しています。特にこの二つの懇親会につきましては多くの会員の参加を願って会費を無料とさせて頂いています。

研修会は研修部の皆様の活躍でよりタイムリーな研修内容になるよう検討して講師をお願いをしていることもあってか参加者が増加しているように感じます。多くの会員が36時間の受講義務をクリアしていただきますよう願っています。

厚生事業は、野球部が東京税理士会の秋季支部対抗戦で優勝しました、通算で5回目の優勝となります。この3年間は春の大会か秋の大会のいずれかで優勝していることになります。そのほかのサークルも東京会の開催する大会に参加して、ゴルフ部、ボーリング部とも上位に入賞しています。

ゴルフ部は昭和38年7月に第1回を開催して昨年の10月に300回を迎えました。第一ブロックの

各支部からの参加をいただきまして、ささやかな記念事業としました。また歌舞音曲部(カラオケ部)は年1回の発表会が30回を迎え同じ10月に記念の同好会の集いとして開催させていただきました。これからも各種の事業に多くの会員の参加をお願いいたします。

本年1月から社会保険・税番号制度(マイナンバー制度)が適用開始となります。すでに会員の皆様は管理体制等の準備はお済みのことと思います。私の所へも11月末に送付されてきました。個人番号カードの取得を進めるパンフレットも同封されて、すぐに取得しなければならないような案内に思えました。

すでに、行政が準備段階からミスが出たり、詐欺のようなことが行われたりと適正な運営ができるのか、はなはだ心もとない状況で実施されることになります。現在は社会保障と税についてのみの利用であるが、将来的には金融機関との取引に必要となるなど、その利用範囲は拡大されることが考えられています。

電子政府の構想をもとに、行政手続きがインターネットを利用した方法に順次進められて、行政の効率化は進んでいると思えるが、ハッカーによるデータの流出は本当に防げるのか心配ではあります。そんな心配をする納税者は電子申告をも拒否しています。

いずれ納税者番号も整理され個人番号に統一されるものと思いますが、政府にすべて管理されるようでいやだと言う人もおられますが、マイナンバーが適正に利用され、課税の公平が図れるなど普及することを願うばかりです。

本年も支部活動にご協力をお願いいたします。

会員の皆様のご健勝とご事業の繁栄を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

目

- ・支部長挨拶 浅見 達雄…………… 2
- ・日本橋税務署長挨拶 大久保 勇…………… 3
- ・研究論文
マイナンバー法で「私たちのビジネスが変わる」 安田 信彦…………… 4
- ・年男・年女
小山栄一、佐野典子、福田修一、中村 樹、

次

- 西川康洋、伊藤 孝、本田純二、安田京子、
山田富士夫、高津理英子…………… 8
- ・特集 日本橋税務署…………… 18
- ・随筆 澤城教典…………… 20
- ・各部だより…………… 11
- ・支部会員異動のお知らせ…………… 16



年頭の御挨拶

日本橋税務署長 おおくぼ いさむ 大久保 勇

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日本橋税務署が明治29年11月に「新大橋税務署」として設置されて120年を迎えます平成28年の年頭に当たり、新年の御挨拶を申し上げます。

浅見支部長はじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

貴支部の会員皆様におかれましては、税務の専門家として、また、税務行政の良き理解者として、無料相談会の開催や租税教室への講師の派遣など、常日頃から積極的な御支援、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、今後とも積極的な活動をされますことを御期待申し上げます。

さて、昨年の定期人事異動から、早いもので半年が経ち、その間、日本橋地域の様々な活動に参加させていただく機会にも恵まれ、その折々で「日本橋」という歴史と伝統のある街を活動に参加した皆様と共に肌で感じさせていただきました。

そのような中、昨年は、日本橋堀留町庁舎の耐震改修工事のため千代田区大手町合同庁舎3号館の3、4階を仮庁舎とする移転作業を行ない、9月24日から大手町において執務を開始しております。貴支部の会員皆様には、改修工事終了後の日本橋堀留町庁舎に戻るまでの間、ご不便をお掛け致しますが、引き続き御理解と御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・高度情報化などの社会・経済環境の変化に伴い、課税・徴収事務がより一層複雑、困難となる一方、税務署の職員の定数については厳しい対応が求められております。その中で、納税者サービスの充実の面では、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書作成コーナーなどの情報通信技術を活用した利便性の高い申告・納税手段の充実に取り組んでおります。

特に、e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレットによる納付手続等サービスを開始したほか、公的個人認

証に基づく電子証明書を利用しない新たな認証方法の導入や添付書類のイメージデータによる提出など、更なる利便性向上に向けた施策に取り組むこととしています。

なお、本年1月から本格的な運用が開始される社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)においては、国税庁が法人番号の付番機関になるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関となることから、国民の皆様の関心はより一層高まってきており、さらに、制度導入を契機として、納税者の皆様の利便性を向上させるとともに、課税・徴収事務がより一層充実し、より効率的なものとなるよう制度を進めることとしています。

さらに、間もなく所得税などの確定申告の時期を迎えますが、本年も自書申告の定着を基本にe-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といった情報通信技術を利用した申告・納税を一層推進して参ります。

昨年、千代田区大手町の東京国税局庁舎1階に開設された合同の申告書作成会場は国税局の庁舎移転に伴い、これまでの麹町、神田、日本橋、京橋税務署のほか、新たに江東東、江東西税務署の2署が加わり、平成28年2月12日から3月15日までの間、中央区築地の東京国税局新庁舎1階に開設致します。

合同の申告書作成会場が東京国税局の移転に伴い変更となり、日本橋地区における貴支部の「無料申告相談」の利用者の増加が今後見込まれます。貴支部にはお手数をお掛け致しますが、申告相談の円滑な対応ができますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

また、今後の税務行政を推進していくに当たっては、貴支部の会員皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えておりますので、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに御事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。



マイナンバー法で 「私たちのビジネスが変わる」

やす だ のぶ ひこ
安田 信彦



はじめに

4月から年末に掛けて、マイナンバーの講演で日本中を駆け回っています。講演回数は100を超えました。どこの講演会場も定員を大きく上回り主催者もその対応に大わらわという状態でした。改めてマイナンバーが私たちの業界に大きな影響を及ぼしていることが実感できました。

私が先生方にお話したかったことの一番は10月までに私たち税理士はマイナンバー法により何をどうしなければいけないかということでした。講演終了時に多くの先生方に「マイナンバー法が良く分かりました。」「講演を今までいくつも聴いてきましたが、いまひとつ、私たちが何をしなければならないのかを感じるとることが出来ませんでした。今日ははっきりと自分のやることが分かりました。」「今日のような話をもっと早く聞いていれば」と言うお声を頂戴し、講演構成・内容に間違いは無かったと確信を致しました。

研究論文と言うことですが、今回は今までの講演を通して、今一度皆様方にマイナンバー法により「私たちのビジネスがどの様に変わっていくのか」、「そのためにはどの様に対処していかなければならないのか」を書いていこうと思います。

1. 10月までにやらなければいけないこと

これが私の講演の主題でした。

(1) マイナンバー法に対処するための事務所の準備

① マイナンバー法に対する基本方針の策定

日本税理士連合会のホームページに掲載されているので、ダウンロードし、事務所名称・住所・代表の氏名を記載し保管する

② マイナンバー法取扱規程の作成

①同様に日本税理士連合会のホームページよりダウンロードして、事務所に備えておく

③ 覚書きの作成

①同様に日本税理士連合会のホームページよりダウンロードして、事務所に備えておく。この覚書きは皆様の事務所にも顧問先との「顧問契約書」等があるとは思いますが、その契約書にはマイナンバーに関する記載が無い場合、新たに顧問先のマイナンバーの取扱いに関して確認をするためのものです。

後ほどお話しさせていただきますが、マイナンバーにより私たちのビジネスは大きく変化をしていきます。お客様の経理となり、総務となり、良きアドバイザーとなるためにもこの覚書きは重要なものになって参ります。顧問先はマイナンバーのことをよく知りません。先生がお客様にマイナンバーを教えて差し上げるそして覚書きを取り交わすことで絆を深めていってほしいと思います。覚書きはその絶好のツールとなります。

④ 誓約書他事務所内部契約の整備

皆様の事務所に既にスタッフと取り交わしたコンプライアンス契約がある場合は問題ありませんが、無い場合は、今回が取り交わす絶好の機会となります。マイナンバーにより私たちは安全管理措置を講じたり、マイナンバーの漏洩に関してしっかりとした対応をしなければなりません。罰則規定も強化されています。スタッフとコンプライアンス契約を取り交わしておくことが重要になります。

この誓約書も日本税理士連合会のホームページに掲載されていますので、ダウンロードをしてスタッフと取り交わしておいて下さい。

このほか会計事務所にとって必要な契約書等が日本税理士連合会のホームページに掲載されていますので内容を確認の上ダウンロードしてお使い下さい。ダウンロード時にIDとパスワードを求められます。このIDとパスワードは昨年、税理士電子証明証の発行の時に日本税理士連合会のホームページで入

力したものと同じです。分からなければ03-5435-0941までFAXにてお尋ね下さい。

ココで重要なことは基本方針及び取扱規程は顧問先でも必要だと言うことです。会計事務所用のものが出来ましたら、次は顧問先用のものを作成して顧問先にお持ちなるとよろしいかと思います。顧問先はマイナンバーのことは知っていても、マイナンバーに関してやらなければいけないこと、用意しなければならないものまでの情報はあまりお持ちになっていないようです。マイナンバーにより顧問先との繋がり是非常に重要なものとなってきます。結びつきを持つ絶好の機会とお考え下さい。

(2) 顧問先への対処

① 何も知らない

この会報が出る時点でも企業のほとんどはまだマイナンバーの対処が出来ていないと思います。お客様は先生からのアドバイスを待っています。「マイナンバー？知ってるよ」それはマイナンバーという個人番号のことは知っていてもどう対処すれば良いのかまでは分かっていません。政府は教育用ビデオ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html>) も多く用意しています。これらをうまく利用して先生方も顧問先の指導をしっかりと行って下さい。

先生の電話を顧問先は待っています。

② 顧問先がするべき事を事務所が行う

ー1 まず先生は顧問先に電話をして下さい。「マイナンバーのことをお話に伺いたいのですが」この一言を顧問先は待っています。

ー2 「先生！実はマイナンバーのことはそれなりにテレビ等で情報はあるものの実際どうしたら良いのか分からなくて困っていたんだ、先生が説明しに来てくれるなんてありがたい。

ところで私の他に誰に先生の話聞かせたら良いかな？」と言われると思います。その時は迷わず「会社のことをよく知っていて社員のことをよく知っている方」といってください。そして社長が「この人かな？」と言ったら「適任」ですねと答えて下さい。これで先生が顧問先のマイナンバー責任者を選任したことになります。このマイナンバー責任者

の選任を先生がしっかり行えば、後々社員からマイナンバーを収集する時本人確認が楽になります。国税庁のホームページの「本人確認の方法例6」を参照して下さい。」社員のことをよく知っている人が社員からマイナンバーを収集すればその時はその社員に運転免許証等の提示を求める必要がなくなります。

そして、先生が先ほどのビデオ等でマイナンバーを説明した後に、マイナンバー責任者に「従業員から誰のマイナンバーを持ってくるかの棚卸」をお願いして下さい。先生の選任したマイナンバー責任者は社員のことをよく知っていますから、パートさんでもその家族構成が4名ならば4名分のマイナンバーを持ってくるように頼んでしまうかもしれません。マイナンバーは「民→民→官」以外の流れでないものは漏洩に繋がりますからしっかりとその区分を教えてあげて下さい。昨年の扶養控除等申告書を持ってくるもらい説明してあげると良いと思います。

もう一つ必要なのが支払調書の支払先のマイナンバーの収集についてです。これは先生の事務所に情報があることが多いので先生の事務所で棚卸を行って頂きマイナンバー責任者にこの支払先のマイナンバーの収集もお願いする必要があります。ただしその収集は急ぐ必要は無くゆっくりでかまわないと付け加えて下さい。従業員分は速やかに、支払調書分はゆっくりと(支払者がマイナンバーカードを取得してもらってからの方が簡単にすみすね)

ー3 顧問先の立場になって次の書類を作成してあげて下さい。下記の書類は今作成しても手遅れですが、マイナンバーにより私たちのビジネスは変わります。必要なことはお客様の立場になって仕事をすることも必要になると言うことでのせておきました。

・今、住んでいるところに住民票はありますか？

このポスターを会計事務所が会社に成り代わって作成してあげるのです。もちろん責任者のところは先生が選任したあの「会社のことをよく知っていて社員のこともよく知っているその責任者の名前です。」

・そしてマイナンバー通知カードが到着した

ら速やかに マイナンバー責任者のところに持ってきてくれるように頼むポスターです。

この二つのポスターは先ほどもお話したように顧問先の立場になって、マイナンバーに会社はどの様に対処すべきかの部分を会計事務所が会社に成り代わって作ってあげるものです。顧問先の掲示板・食堂などに貼って頂くためのものです。このポスターを持って行ったときの顧問先の社長の顔を想像してみてください。満面の笑顔に違いありません。

全ての顧問先にこれを行うのではありません。お気づきのこととは思いますが顧問先には松竹梅があります。この松竹梅の区分は売上高でも業績でもありません。従業員の多さで決めます。このポスター、梅（従業員3人程度）のところには必要ないはずですが、松竹梅にあったサービスをしっかりと考えてあげてほしいと思います。

何度も言います。マイナンバーでビジネスが変わります。お客様の総務となり経理となり良きアドバイザーになるために必要なことです。

(3) マイナンバーの収集

一番重要なのがマイナンバーの収集です。皆さんのベンダー（会計ソフト提供会社）は技術的安全管理措置に応じたマイナンバーの対応を先生方のPCに施してくれるはずですが、その器（マイナンバーを保管するデータベースのこと）はすばらしく良く出来ています。先生のIDパスワード、事務所のマイナンバー責任者のIDパスワードでしかその器は開きません。その器を先生や責任者のIDパスワードで開けた場合は必ずその記録が残るようになっていきます。収集・保管・廃棄に関してしっかりと記録を取ってくれます。完璧な技術的安全管理措置が施されています。でも、その器にはマイナンバーは1件も入っていないのです。

先生の顧問先に1,000人の従業員が居る会社があったとします。その会社のマイナンバーは4,000件になります。コピー用紙でいうと8束分になります。先生がその収集を間違えてコピーで収集するように指示をした場合、その分のマイナンバーがコピーで事務所に届くことになります。想像してみてください！職員全員でマイナ

ンバーを器に入れるために残業して入力します。やっと4,000件のマイナンバーを入れます。それで顧問先1件分のマイナンバーの入力が済んだにすぎません。

ココで分かるようにマイナンバーは会計事務所が器に入力してはいけないのです。先方に入力までの部分をお願いするような形でなければ大変なことになってしまうということです。

ベンダー各社は入力方法を色々用意してくれていますが、会計事務所が顧問先のマイナンバーを収集しやすくするためにと考えてくれているのはほんのわずかな会社と思って頂いても良いかと思います。

① 松竹梅の分類

まず先生がやらなければならないことは顧問先を松竹梅に分けることです。松竹梅は先ほども触れたように従業員の人数で区分します。

松竹梅に分けるのはベンダー各社が用意しているマイナンバー収集の方法の内いずれの方法を適用するか選択するのに使います。従業員が3人しかいないのにマイナンバー通知カードをスキャナーで収集したり、マイナンバー責任者にエクセルでもらったりする必要は無いからです。「梅」であれば入力はいくつかの会計事務所でも処理した方が早いかもしれません。マイナンバー通知カードをコピーでもらえば済みます。

ベンダー各社が用意している主な収集方法を記載しておきます。

「梅」

マイナンバー収集シート：1枚のA4の厚い用紙で出来ておりマイナンバー通知カードを申請書から切り離しスリットに挟み込む方法で1世帯分が1枚の紙で管理できるようになっている物です。「梅」に特に有効ですが「松」にも使えると思います。コピーした物を従業員から収集するわけですが、その後はマイナンバー通知カード管理簿にもなります。

「竹」

多くのベンダーが用意しているものです。

ベンダーの給与ソフトの「社員マスター」から従業員とその家族を「マイナンバー」記入欄を設けたエクセル（もしくはCSV）に出力します。そのエクセルを顧問先に持って行き

マイナンバー責任者にマイナンバーの収集をしてもらいそのエクセルに入力して頂き、入力済みのエクセルを会計事務所に頂戴すればベンダーのマイナンバーのデータベース(器)にインポート出来るというものです。これであれば会計事務所はそんなに手間を掛けずにマイナンバーの収集をすることが出来ます。この機能はほとんどのベンダーソフトは持っていると思いますので安心して下さい。

「松」

スキャナーを使った、マイナンバーを打たずに収集できるものであったり、顧問先のPCへ直接入力できるようなソフトを用意したりしています。クラウドでも収集できるようなものもあります。

このようにいろいろなものがありますので先生がお使いのベンダーにお尋ね頂き松竹梅の区分にあったもの選択をして頂ければ良いと思います。

② 顧問先のITスキルの把握

松竹梅の区分はお話したとおりですが、もう一つ区分(事務所が把握)しておかなければいけないことがあります。

お客様のITスキルです。

いくらベンダーがいろいろな方法を用意してくれていたとしても、相手(お客様)が使えなくては意味がないからです。マイナンバーは会計事務所が入力してはいけないと申し上げました。多くの部分をお客様にして頂かないと話になりません。

せっかく準備したのに「出来ません」の一言で全てが終わってしまいます。

このITスキルの把握は私が思いついたものではありません。私の仲間の女性の先生が「マイナンバーの収集に当たって、行ったこと」の中にあったので、参考にさせて頂きました。お客様がどの位のITスキルを持っているかをこの機会にしっかりと把握して頂きたいと思います。ITスキルと松竹梅でマイナンバーの収集を乗り切りたいと思います。

2. マイナンバーで会計事務所の仕事の仕方が変わる

社会保障・税・災害対策にマイナンバーは使

われます。「税」は私たちのビジネスの中心です。マイナポータル・マイガバメントの内容を知れば知るほど私たちの仕事の領域は確実に狭まっていくと思われれます。

マイナポータルに2017年から医療費明細が通知されるようになります。その後、電子私書箱機能が追加され保険会社からは保険料控除証明書・損害保険料控除証明書や銀行からは住宅取得等のための年末借入残高証明書など年末調整に必要な情報が入ってくることになります。そこへe-Taxが含まれてくることになりますので、半歩先行く考えを持ってすれば私たちの年末調整の領域が…と言うことになってくるのもそう遠い世界ではないと思われれます。

3. 半歩先行く経営を

そのような世界が来ることを予想しながら今何をすべきなのかを半歩先行く経営と思っています。その根底にはお客様の総務となり経理となり良きアドバイザーになる事を基本に考えていけば良いと思います。そのためにはどうすれば良いのか!お客様のそばにいた必要が出てくるわけです。現実問題は無理です、出来るわけがありません。

でも、そのような状況を作ることは可能です。ITをうまく使うことです。

4. 人材難になってきた

顧問先の状況を考えても、総務や経理の老化が気になってくるところだと思います。定年退職を迎え経理や総務の人材を探してもなかなか集まらなくなってきています。会計事務所も同じです。人材難はますます厳しくなってきます。

そのような時代を迎えるに当たって今までと同じ処理の仕方・仕事の仕方をしていたのではどうてい間に合わないことは分かってきます。

入力をしていていた人が退職したら、今までは求人広告で穴埋めをしてきたに違いありません。そのようなことが出来なくなったら・・・半歩先行く経営を目指す必要があります。

入力の仕方を変える。

(1) 外注に出す

入力する人材が居ないのですから、入力を外注に出す方法を考えなければなりません。その外注は安全なのか?納期は守れるか?そのようなこと

をしっかりと確認しながら探してみると意外と簡単に見つかるものです。今ではITをうまく利用して外国の安い人件費で処理をしてくれるところもあります。

(2) 外注にどう出す。

原始帳票の郵便などでのやり取りは紛失した場合大変なことになります。当事務所は全て電子で受け取ることにしています。この方法をとれば将来の新電子帳簿保存法対応も可能となります。

簡単に説明すると

お客様に原始帳票をスキャンしてもらおうと自動的に当事務所が用意した「さくらボックス」(思いを同じくする税理士が集まって作った日本のサーバーを使ったクラウドボックスです。)に資料が入ります。そのボックスに入った資料をスタッフがチェックをして、領収書であれば領収書ホルダーに投入します。その領収書ホルダーは外注とセキュリティのしっかりとした繋がりで共有され入力され外注先が入力してデータとして返されます。

(3) 外注から上がってきた内容を確認すればすむ

外注のスキルは高くスタッフは内容を確認すればOKと言うことになります。

人材難が産んだITをつかった事務効率のアップの一つです。

5. 会計事務所が全てを処理する時代は終わった

4.のように分業による効率化を目指していくことがこれからは必要になってくると思います。多くの専門家と提携することにより全ての処理を会計事務所でこなす時代は終わったと言えます。

6. ITをうまく使った事務所経営

ではどの様にその一連の流れを行っていくかを話します。

マイナンバーの収集から新電子帳簿保存法までの流れ

顧問先全社にスキャナー(約2万円)を配ります。マイナンバーの収集はこのスキャナーを使う場合もありますが、先ほどの「さくらボックス」を経由して資料を収集することに使います。マイナンバーは先ほどお話したように松竹梅の分類に応じ



た収集をしますが、マイナンバーを一つのきっかけとしてお客様にスキャナー経由で情報の提供をお願いすることにあります。

- (1) スキャナーを顧問先に配ります。
- (2) さくらボックスの設定をします。
- (3) お客様はスキャナーに資料を挿入してボタンを押します。
- (4) 資料は電子化され事務所にセキュアな状態で到達します。
- (5) スタッフが資料を確認します。
- (6) 資料はその内容によりボックスに選別されます。
- (7) 領収証は外注と共有したボックスに入り、入力されたデータとして戻ってきます。
- (8) 顧問先に届いたあらゆる資料がボックスに入ってきます。

顧問先に常駐して処理をしていることと同じ世界が実現出来ます。

お客様の総務となり経理となり良きアドバイザーになる事が実現出来ます。

そして、最終的にお客様にスキャンして頂く事により新電子帳簿保存法対応を可能になっていきます。日本橋の家賃の高い場所から生産性のない資料の山を排除することが可能となります。

終わりに

マイナンバーにより私たちの仕事は大きく変化します。12年前に電子申告が登場したように！

最も強いものが生き残るのではなく

最も賢いものが生き延びるでもない

唯一生き残るのは、変化できるものである

Charles Robert Darwin

一緒に変化しませんか？

2016 新春随想 年男・年女



人生折り返し地点かな

こやま えい いち
小山 栄一

日本橋支部の皆様、新年あけましておめでとうございます。平成28年が年男という事で、昨年の10月に原稿執筆のお話を頂きました。私は10月生まれの申年です。今年の誕生日で生後17,532日を迎える事になります。若き頃は40代後半なんて随分おじさんだなどと思い見ていましたが、実際自分がそうであっても、気持ち的には昔と変わらず身体的にだけ衰えているなど実感しております。

税理士となってまだ10年も経たない未熟者ですが、今の仕事は毎日楽しくやっております。そういう意味では自分的に良かったと言えるかもしれません。周りの先生方はとても立派な人たちが多く、私がこんなところに居ても良いものかと考える事もあります。と言う訳で、私が現在に至ったまでの過程をご紹介しますと思います。

私は、東京都の板橋区で生まれ育ち、小学校を卒業すると地元の中学校には通わず、父親が通っていたという事もあり、中学受験をして東京下町にある私立の中学校に通うようになりました。しかし中学、高校と進むにつれ次第に方向がズレてしまい、高校三年生（付属なので高校受験はほぼ形だけ）の頃にはあまり学校にも行かず、仲間と昼も夜もバイクと車で遊び回っている状態でした。勉強はというと、歴史など暗記モノは大の苦手でしたが、何故か数字には抵抗がありませんでした。子供の頃に小遣い帳を付けていた事や、ゲーム電卓なる物で遊んでいたせいでしょうか！？

そんな高校時代を過ごしていたので、私も周りの仲間も大学には進学せず、ガテン系の職について専門学校へと進んだ人間が多かったです。私も車好きという事もあり自動車整備士の専門学校へと進みましたが、社会人となった仲間との懐具合の差に嫌気が差し一年で中退。その後は日雇い

で建設現場へ出たり、セールスマンをしていた頃もありました。23歳の頃には家業の電気工事会社就職し、父親の下で電気工事職人として働いていました。この頃も相変わらず仲間と夜な夜な車で遊び回っていました。そんなある時、仲間の薦めでパソコンを始めたのです。それまで全く縁の無かった物なので使い方すらわからない。とりあえず、いくつかのソフトを譲ってもらおうとその中に弥生会計というソフトがありました。私は小遣い帳にでも使えるのかな？と安易な考えで画面を開くと『借方』『貸方』なる文字が！すかさず友人に「あの会計ソフトって人からお金借りたり、貸したりする画面しか出てこないぜ」と言うのと、「あー、あれは複式簿記がわからないと使えないんだよ」「なに？？？そのフクシキボキって…？」

高校を卒業して進んだ自動車整備士の専門学校での教材を思い出し、ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン等。これらのテキストの他に、将来整備工場を経営した時の為でしょうか「やさしい簿記」こんなタイトルの教材があったことを思い出しペラペラ読んでみました。

ここがスタートラインです。日商簿記3級程度の内容でした。数字に抵抗のなかった自分にとって、正直吸収はものすごく早かったです。日商簿記3級、独学合格。日商簿記2級、独学合格。あれ？オレって結構やるじゃん！電卓早打ち練習本の最後のページに『日商簿記1級に合格すると税理士試験受験資格になる』と書いてあり、大学に行かなかった私は考えました。税理士ね～。どんな人になるのかな～？そう思ってたのも束の間、日商簿記1級にチャレンジしていました。独学で2回落ちました。その後簿記学校に通い2回目で1級に合格。この年並行して受験した全経上級にも合格できたのです。税理士にでもなったら少しは親孝行になるのかな、大分迷惑かけたからな…いくつかはキャデラックでも転がしたいぜ…二十代後半このくらいの気持ちで、税理士への道に進みました。

そんな頃仲間は「小山、税理士になるって…どうしちゃったんだよー頭おかしくなったかあ…」こ

んな事を言われたものです。

理論を丸暗記しなければならない税法科目には苦勞させられました。すでにこの頃には、会計事務所です仕事をしながらの受験勉強でした。勉強の息抜きは、主に雀荘で麻雀に集中したりしておりました。「継続は力なり」私の好きな言葉の一つです。結局スタートから11年かかってしまいました。開業した頃には、昔の仲間も独立して会社を興し、親方として若い衆を使って職人をやってる者もいます。「小山、うちの会社の申告頼むよ」この一言、嬉しかったな！

何とか今日まで大病もせず、生きてくることができました。今は日本橋支部でお世話になっておりますが、東京会48支部を見ますと囲碁将棋部はかなり存在しておりますが、麻雀部なるものは非常に少ないようです。いつか日本橋支部に麻雀部を立ち上げたいと企んでいる今日この頃です。長くなりましたが、今年が皆様にとって良い年になりますように、心からお祈りしております。



あれから40年・・・

佐野典子

一生懸命に歳をとってきたわけではありませんが、「綾小路きみまろ」氏いわく「あれから40年、あの頃は・・・」と胸をはって言える年齢になりました。

私の、あの頃を振り返ると、千葉市に住んでいたことから同市主催の成人式に一人で出席しました。そこでは歌手の「森田公一とトップギャラン」がゲストに呼ばれていて当時流行っていた「青春時代」のメロディーを一緒になって口ずさんでいました。「青春時代が夢なんて あとからほのぼの思うもの 青春時代の真ん中は道に迷っているばかり」のフレーズが今でも鮮明に甦ります。今になって思うに、当時は夢があって毎日が楽しく過ぎていくばかりだったのが、40年の年月が経つとそれなりに落ち着くものだと実感しています。

最近は、当時活躍していた歌手の方々は「昭和のメロディー」と題してテレビから歌声が流れてきます。かつては、アイドルとして切れのあるダンスを踊っていたのが、味わいのある歌唱でカバー

しつつもダンスは体力の限界なのか肩で息をしているように見えますが。私も昔のような声量があるわけでもないのに、つい一緒に歌ったりして、その成果を支部のカラオケ部やクライアントさんとカラオケに行った際に楽しく発揮しています。

さて、40年も経つと、電化製品や電話も進歩は目覚ましいものです。電話は、各家庭に黒い固定電話だったのが、今では、会社でも固定電話さえずなく携帯電話だけというのも珍しくありません。いづどこにいても、携帯電話があつて便利な反面、容赦なくクライアントさんから電話がかかってくることもあり、便利すぎて困ることもありますね。

最近、紅葉を見物に富士山周辺と河口湖に行ってきました。河口湖畔では、赤く紅葉したもみじの葉の向こうに見える富士山に感動しては、外国人観光客に混じって夢中で写真を撮りました。当日は、晴天で富士山がくっきり見え、温泉につかりながらの眺望は最高でした。

富士山は平成25年に世界文化遺産に指定されましたが、活火山でもあります。数十万年前から噴火を繰り返し、古富士から山体崩壊の後新富士となり、宝永4年(1707年)の噴火を最後に現在の美しい姿形を保っています。最後の噴火から300年だそうで、当時は江戸にも火山灰が降ったそうです。そうはいっても登山シーズンになると、行列をなして富士登山をする人々が絶えません。実は私も、20代の後半に当時の職場の先輩仲間と富士登山をしました。5合目から始まり、途中山小屋を経由して早朝の御来光を頂上で迎えました。途中から少しの頭痛はありましたが、徐々に環境に慣れ一歩一歩踏みしめて頂上を目指しました。頂上では、途中の苦勞も吹っ飛び日本一の山頂から感動し、一杯のラーメンが美味しかったことが思い出です。新幹線や車中からみる富士山、また「葛飾北斎」や「安藤広重」の浮世絵でみる富士山もまたいいものですが、あの富士登山に再チャレンジしてみたいと毎年思うままで、未だ実現に至っていません。今年こそは、実現したいものです。

最後になりましたが、皆様のご健勝をお祈りいたします。



「税理士への道」

ふく だ しゅういち
福田 修一

私が税理士を目指したきっかけは、平成12年32歳の時でした。当時私はアパレルの路面店、いわゆるブティックを経営しておりました。

店舗を探し、内装を行い、販売員を雇い、仕入、売上、経費の支払い、社会保険の手続き、税務申告等一通りの手続きを行い、簡単ではありますが、年間計画を作成し、記帳、申告をしていました。

「これが商売になるのなら、税理士は楽だなあ」と安易に思ってしまったのです。まさかその時は、これから10年弱の受験生生活が始まるとは思いませんでした。

受験開始当時、3歳だった長男、1歳だった二男。少なくとも二男が小学校に上がるまでには合格するだろうと高を括っていました。その後、長女も生まれ、結局合格した時、長男は小学6年生になっていました。

やっとの思いで合格したのはいいものの、会計事務所勤務経験はありません。一般企業での経理経験で、決算、申告、税務調査は経験していましたが、申告書の書き方は分からない、届出書、申請書、年末調整、源泉徴収、法定調書など、ほとんど分からない有様です。

「まあ、なんとかなるだろう」と軽い気持ちで、合格してすぐ翌年、税理士登録・開業と進めてしまいました。ですが、そもそも年間通じて、どのタイミングで何をやっていいのかさっぱり分かりません。当時を振り返ると開業当初の顧問先には、ずいぶん迷惑を掛けてしまったと思います。開業当初のドタバタもなんとか切り抜け、開業して5年が経ちました。現在は「ようやく税理士として、まともな業務ができるようになったなあ」と実感しています。

税理士になるきっかけとなったブティックは受験開始後、間もなく廃業しました。今振り返ると、受験当時に勉強したことや、これまで経験したことが、当時の自分にあったら、きっともう少し上手に経営できたことでしょう。

創業時には夢ばかり膨らんでしまい、自分が見

通した計画が甘かったこと。資金繰りに苦労したこと。従業員を解雇し、廃業し、借金を返済したこと。今となっては良い経験です。この経験があるからこそ顧問先へのアドバイスも生きてくると思います。

アベノミクス、日銀の金融緩和による円安、株高は大企業には一定の効果はあったでしょうが、税理士が関与の中心となっている中小企業にとってはどうだったのでしょうか。消費増税による消費不振、円安によるコストアップと逆風となっているのではないのでしょうか。また、中国を含む新興国経済の後退懸念、ISによるテロの脅威と日本経済のみならず、世界経済は様々なりリスク要因にさらされています。我々税理士は、現代社会が世界の様々な複雑な要因に影響されており、中小企業といえども、環境の変化に対応できるよう、経営者に積極的にアドバイスをしていかなければならないと考えております。

税理士としてのキャリアはまだまだですが、今回の申年を迎えると還暦となります。還暦へ向けたこれからの12年を、関与先へ寄り添い、経営の良きパートナーとして支えて行けたらと思っています。



「年男の年」

なか むら いつき
中村 樹

新年あけましておめでとうございます。

まず、申（さる）年が会員の皆様にとって良い年でありますよう心よりお祈り申し上げます。

さて、今年で3回目の年男をむかえました。これまで年男という年を意識したことはありませんでしたが、この場を借りて、1回、2回目の年男だった時を思い起こし、現在の自分と照らし合わせていきたいと思います。

以下乱筆となる点ご容赦ください。

11歳のとき…。(1回目)

私は、大学時代までバスケットボールをしてきたが、ちょうど1度目の年男のとき、バスケットボール漫画の「スラムダンク」に憧れバスケットボールをはじめた。このころ、親には中学受験を薦められ、勉強との両立を試みたが、あまりのバスケッ

トの面白さと、もともと両立できるような器用な人間ではなかったため、親の期待を簡単に裏切り、バスケットに朝晩明け暮れていた。いま振り返ると、中学、高校、大学時代において、「バスケットボール」が私の人生の中心にあった。

体育会系バスケットボールを通じて、得たものは数え切れないほどあるが、今も活かされているもの…。

1. たくさんの出会い、コミュニティー
2. チームプレー・リーダーシップ
3. ちょっとやさっとじゃ疲れない体
4. 厳しい状態のときも、やり続ける、忍耐力

なんだか、知能的なことは一つもないが、「体は資本」であるため、一生ものの、良いものを得られたのではないかと思う。

唯一、残念なことは、現在はまともな運動が継続して出来ていないこと。当時出来上がった、筋肉は、ほぼ贅肉に変わってしまったため、ここは何とかもとに戻していきたい。

23歳のとき…。(2回目)

税理士業界に飛び込むことを決めた年だ。この年は、税理士試験の最後の科目（消費税法）に合格し、現在の組織へ入社を決めた年であった。「なぜ、税理士を目指したのか？」

とにかく、自分自身の力で、人・社会に感謝される仕事がしたい。それが最大のテーマであった。実家が埼玉県で造園業を営んでいたため、「税理士＝感謝される仕事」であるという漠然としたイメージが強かったこともある。

「なぜ、現在の組織に入社したのか？」

はじめは、数年経験をした後に、独立しようと考え、早期に幅広い業務を経験できそうな事務所を選択したのが動機でもあった。最大の決め手は、当社の経営方針でもある、「ALL ROUND PLAYR」である。バスケットボールで言えば、ポイントガードからセンターまですべてのポジションをできるような、職業会計人を目指そうということである。

言葉では簡単に言えるが、相当の練習を積まなければ、簡単にはなれそうにはないが、沢山のお客様と接して、この言葉の意味にも気づかされることがある。経済の進捗・景気の変動により、税理士に求められるニーズは日々変化が生ずる、そのニーズに自分自身の境界・限界を設けず、どん

なことに、興味もち・チャレンジをしていくことが、社会人・会計人として必要であるということである。

バスケットの次に、税理士という資格に出合い、人生の中心に変わっていった。振り返ると今の自分があるのは、税理士という資格とそれを活かせる場としての今の組織を通じた社会のおかげである。

始めに独立を！と考えていたことも、この組織に入り、より視野を広げ、目指すべきゴールに変化が生じたことも、人生の大きな出来事であった。おわりに…。

ここまで振り返ると、年男の年は、何か大きな変化があった年であることに気づかされた。

年男である今年に、起こる出来事に真摯に向き合い、目標に向けしっかり努力していきたい。

まず、昨年よりチャレンジしている、お客様ニーズの先行したキャッチアップ、かつ、組織運営をしっかり実施し、企業成長させることを目指したい。

長文を、最後までお読み頂きありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



節目に思う

税理士法人平成会計社

にし かわ やす ひろ
西川 康 洋

あけましておめでとうございます。

今年は年男とのことで、僥越ながら一筆寄稿をさせていただくこととなりました。

年男・年女といいますと、これは誰にでも等しくやってくる節目の年ではありますが、その期間が12年と長いせいか、あまり日ごろから意識をされない節目のように思われます。

通常、人生において節目とされる時を迎える際には、大きな志を掲げ、次の節目までに何某を達成する、といったようなことを求められ、また自身も心に誓ったりするものですが、いざ自分が年男を迎えることとなると、来たる12年に対して

果たしてどんな志を掲げ、何を心に誓えば良いものか、と悩んでしまうというのもまた正直な思いであります。

思えば、日々の暮らしの中には様々な節目があります。個人に属するものでは、還暦などといったものから、今回の年男・年女によるもの、誕生日など。暦によるものでは正月や、会計年度による節目、月、週、日…。ほかにも、世紀・西暦によるもの、創業〇年等の所属するコミュニティによるもの、付き合い始めて〇ヶ月というものもこれに含まれるのかもしれませんが。

こうなると、一年中何かしらの節目を迎えては志を新たにし、また節目を迎えては志を新たにし、そんな事を繰り返しながら生きているのだと思うとともに、ついこの前新たにされたはずの志は一体どこに置いてきてしまったのか、ひどいことになる置いてきてしまった事さえ忘れられてしまっていないか、などとも考えたりしてしまいます。

そういえば、税理士試験を受験する時に立てた目標は何だったっけ？ 転職する時の志は何だったっけ？ 去年の正月には何を考えていたんだっけ？ 去年の妻の誕生日に誓わされたことは何だったっけ？ といった具合で、おそらくそれぞれ立派な志を掲げていたのであろうけれども、達成したと胸を張って答えられるものはおろか、その内容を答えられるものすらほとんど無いな、と恥ずかしくなります。

さて、翻って、こんな私でもただ恥ずかしいだけでなく、周囲の方々と社会生活をともにすることができている、つまり、勤務先では上司・先輩・同僚と仕事をともにし、私生活では友人らと時間を共有し、趣味をともにすることができているのは、結局のところ節目に掲げた志の立派さではなく、節目の間で過ごした時間が、経験としてどれだけ自分の血や肉となり、どれだけ周囲の方々と共有することができたのかということなのだろうと思います。税理士試験で成績が伸びないときにした勉強、就職直後で右も左も分からない状況での業務、お客様にご迷惑をかけてしまった際の対応など、考えを整理して志を掲げる余裕など無い中で、悩んで夢中になっていたときに経験し考えたことが、今の自分の基礎となっているように感じられます。

次なる節目の際に恥ずかしい思いをしないよう、何よりもその時にその志をきちんと思い出せるよう、一日一日を大切に夢中になって過ごしてゆくということを、今年の志として掲げて参ろうと思います。

皆様にとって最良の一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。



感謝とこれから

いとう たかし
伊藤 孝

私は今年 6 回目の干支を迎え、時の経つのが速いことを今更ながら痛感しております。

私は税務の職場に約 20 年間奉職し、昭和 60 年に独立開業致しました。

税務の職場に就いたのは昭和 39 年で丁度東京オリンピックが開催された年です。

まさに高度成長期の真っ只中で下した。

約 20 年奉職致しましたが、その間 2 年 6 ヶ月は実務を離れ長期の研修を 3 回受けさせていただきました。

第 1 回目の 1 年間は、税務の第一線で活躍出来る為の税法等の基礎研修です。

第 2 回目の 1 年間は、国際税務に精通した知識を修得する為の研修です。

第 3 回目は、外国人の税務調査が恙なく出来る為の語学能力育成の、英会話学校での 6 ヶ月研修です。

税務の職場では、様々な研修や外国人の税務調査、大企業の法人税調査など他の職場では出来ない貴重な経験をさせて貰う事が出来ました。これらの経験が、その後の独立開業後の業務に役立っている事は言うまでもありません。

このような恵まれた、様々な体験をさせていただいた職場を去る事には、一抹の不安と淋しさを感じながらも独立開業した経緯を述べたいと思います。

私の生まれ育った田舎の自宅の近くに会計事務所があり、学生の頃から将来は独立して開業したいと言う気持ちをずっと持ち続けておりました。

しかしながら、安定した職場を退職し、海の物とも山の物とも分からない状態で独立する事には

大変悩み、また躊躇も致しました。

その時、私の背中を押してくれたのが共稼ぎをしていた妻の「生活が出来なかったら、私が食べさせてあげるからやってみたら」と言う一言でした。

その言葉が無かったら、現在の私は無かったと思っています。妻には今でも感謝しております。

開業した当初は、顧問先は妻の知り合いのお店1件のみでした。その後、私の知人から紹介していただき、その紹介先がまた新しい顧問先を紹介して下さるようになり、何とか軌道に乗り生活が出来るようになりました。

まわりの良い知人にも恵まれ、また開業時が丁度バブルの絶頂期とも重なった事も幸いし、順調に仕事は進みました。

開業当初は、事務所を八丁堀に構えておりましたが、独立後の3年間はそれこそ死に物狂いで頑張り、横浜の自宅に着くのは毎日、夜中の連続で辛い毎日でした。

独立したからには負け犬になりたくない一心と、背中を押してくれた妻の一言にも応えるべきと頑張っまいりました。

開業して30年になりますが、山あり谷ありでいろいろな事がありました。

また、ここまでやって来れたのは、大病をせずに健康であった事と、良い顧問先に恵まれた事にほかなりません。

本当に顧問先には、感謝しても感謝しきれません。これからも、私を支えて下さった顧問先が益々発展するよう親身になって相談に乗り、全力投球でアドバイスをしていきたいと思っています。

私は現在、趣味で尺八をしております。

今まで30年間ひたすら仕事に走り続けてまいりましたが、これからの人生は仕事だけに埋没する事なく、豊かな人間性を見出して行けたと思います。

そして健康に留意し、周囲の人々に感謝しながらのんびりと、趣味の尺八を楽しんで余生を送りたいと思っています。



申年を振り返る

ほん だ じゅん じ
本田 純 二

今年で7回目の申年を迎えますが、原稿依頼を受けたのを機に、私のこれまでの申年を振り返ってみました。

1回目の申年。0歳。当然ながら記憶にありません。旧満州で生まれたようですが、もしかすると「大地の子」になっていたかも知れません。私を連れて命がけで引き揚げてきたであろう今は亡き親に感謝しています。

2回目の申年。12歳。小学校6年生です。よくみんなで相撲をとって遊んでいました。それなりに強かった記憶があります。私のしこ名は若乃花（初代）でしたし、その年、中学に入学してから柔道部に入部しました。

3回目の申年。24歳。最初の赴任地である神奈川県内の税務署から東京都区内の税務署に異動して2年目です。仕事では、国犯法（国税犯則取締法）上の犯則調査もやりましたし、遊びでは、卓球、ボーリング、スキーなど青春を謳歌していました。

4回目の申年。36歳。国税庁で物品税の担当をしていました。物品税は課税される物品が個別に掲名されていて、その物品が課税物品に該当するかどうかの可否判定が大きな問題でした。今、消費税の軽減税率が話題となっていますが、軽減税率が導入されれば、少なからず同じような問題が起きると思われます。

5回目の申年。48歳。三多摩地区の税務署の副署長をやっていました。あるとき副署長室で個人面談をしていたら、職員にいきなり泣き出され、困ったことがあります。幹部職の大変さを改めて感じました。

6回目の申年。60歳。前年の7月に国税の職場を退職し、その年の9月に税理士の登録をしたので税理士としての実質1年目です。希望よりも不安の方が多い毎日でした。税務調査立ち合いでは、初めて調査を受ける側の立場に立って、いろいろと勉強になりました。現役時代の反省も少し頭をかすめました。

7 回目の申年。72歳。税理士13年目となります。仕事というより健康のため、埼玉県内の自宅から1時間半余りをかけてほぼ毎日事務所に通っています。サラリーマン習性が身についたためか、「行ってきます」「おはようございます」「お先に失礼します」「ただいま」のリズムが狂うと何かダメになってしまいそうな気がします。

ところで、申(猿)に関することわざには、「猿も木から落ちる」「猿の尻笑い」「猿に烏帽子」「猿 月を取る」「犬猿の仲」など、あまりいいものがないように思います。

しかし、「去る」は「災いが去る」「病が去る」などいい意味で用いられることがありますようです。

また、子年、辰年とともに申年には必ずオリンピックが開かれます。

さて、8 回目の申年。84歳か。う～ん、あまり自信がありませんが、せめてその間のオリンピック、とりわけ4年後の東京オリンピックまでは何とか元気でいたいと思います。そして、孫を連れていくつかの会場を回ってみたいと思っています。



チーに出会えて

やす だきょう こ
安田 京子

昨年10月に名古屋で開催された日税連公開研究討論会で、木下先生から、本会報への寄稿のお話を頂戴いたしました。その際は、まだ、何も書けるようなことがないので次の干支の時にと、お断り申し上げました。ところが、その後の研修会で、「頼むね」と再度のお声をかけられて困ったと思っていましたところ、とうとう原稿依頼の書面が届いてしまいました。振り返ると、ただただ、歳だけを重ねてきたように思います。何を書こうかといろいろ迷いましたが、いま、一番幸せを感じる猫のチー(以下、「チー」という。)との出会いを本テーマにしたいと思っています。

チーが、我が家の娘になってから3年が経ちます。ある日、近くの川まで散歩に行くと、たまの会(猫に餌をあげるボランティアの会)の方が、飼い主が引越しの際に置いていった新入りがいると言って、川岸の畑で遊んでいるチーを紹介してくれました。チーは、私の足元に擦り寄って頭を擦り付

けたりするので、あまりに可愛くてしばらく一緒に遊び、その日は別れました。そして、翌日にまた出かけると、いかにも待っていたかのように、チーが、今度は草陰から私の前に飛び出して現れたのです。これは、「神様が出会わせてくれたのだ!」と思いました。そのあと、チーは、私の後を追いかけてながら、自らの足と意思で、我が家まで歩いてきました。そして、私達の家族になりました。

最初の頃は、チーの外出を自由にさせておりました。チーは、公園で遊んでいると忽ちご近所の人気者となって、私達の帰宅が遅いときにはお隣のお嬢さんが面倒をみてくれるなど、皆さんに可愛がられていました。また、チーは行動範囲が広くて、遠くまでの散歩が好きなため、チーの首に名札をつけていたところ、ご親切な方から電話が入って迎えに行くことも度々ありました。ところが、ある日の深夜、野良猫と喧嘩をしたらしく、大怪我をして血だらけで布団に横たわっていたのです。しかも、鳴くこともなく、シーツを真っ赤に染めてジューッと我慢しているのです。以前に木から落ちて足を骨折したこともあったので、それからのチーは、外出禁止になってしまいました。その代り、その後のチーの散歩は、抱っこしたり、リュックの上におんぶして出かけるようになりました。チーがおんぶされている姿を見て、皆さんが「大人しいね～」と仰ってくれます。背中ですっかりと掴まっているチーの姿は、ほんとうに猫とは思えないほどなのです。

いまやチーは、私達夫婦の宝です。帰宅して、玄関のドアを開けると、すぐに飛んできて迎えてくれます。帰宅が遅い時には、玄関の扉口で待っていて、扉を開けると同時に目をキラキラさせて跳ね回ります。こんなチーの存在は、治療方法のない「がん」の手術を受けて、夫の支えは格別、再発の不安を抱えて漆黒の闇の中に突き落とされた私にとって、一筋の光明であり一番の癒しとなっています。今後は、生かされている命に感謝して、私自身の目標(夢?)、そして支部、クライアントのために、頑張らねばと思っています。

最後に、日本橋支部の皆様に感謝申し上げます。



「足るを知らず」から 「知足の心」へ

やまだ ふじお
山田富士夫

皆様、明けましておめでとうございます。昭和19年1月生れの庚申（きのえさる）年、第6回目の干支を迎えることとなりました。

“風の果て、尚 足（た）るを知らず”なり。

富山県の散家村で、五男一女の三男坊として生を受けましたが、子だくさんの中で、親の財産も当てに出来ないことから、学校の教師を目指していた私が、大学受験に失敗したのを機に、都会に出ることとし、合格していた初級公務員（税務）資格を携えて、大阪の香里ヶ丘を目指して上阪し、同期生183名と共に1年間の全寮制の職業研修生活を送ることとなりました。

この間に、酒タバコ、パチンコ等の大人の付き合い方も同時に学ぶことができました。

頃は昭和38年、日本の経済復興を飾る“東京オリンピック”の祭典を目指して東京は、その準備でおおわらわ、人手不足の折でしたから職場を東京に求めることとし、同期生の内20数名のライバル達と共に上京し、東大近くの文京区にお役所勤めをすることとなりました。

ここから、私の山あり谷ありの社会人出世スゴロクが始まった訳です。論語の孔子の言葉に「…三十にして、立つ」とあります。

30歳までの私はもちろん仕事が大切で、真面目に懸命に打ち込んでおりました。私的には、対人関係も大切でして、飲み、打つ、買う、を進んで経験し、かなり破天荒な生活を送っていたように思います。また、「四十にして惑わず、五十にして天命を知る・・・」があります。

40代50代になって悩むことや反省することも多かったと思いますが、そういう中で賛同してくれる同志や、支えてくれる諸先輩に導かれて、私自身も奮戦を重ね、その甲斐があって職場で係長、主査のポストを得ることが出来た時には、出世軌道に乗れてホットしていた自分がありました。

しかし、先を立派に進んでいる同期の人も何人かいました

孫子の言葉に「彼を知り、己を知れば、百戦し

ても殆（あやう）からず」とあります。

相手の情報をよく知って、こちらの対処方法をよく研究すれば、何事にも負けることがないとの意味ですが、足るを知らずのために片意地を張って頑張ってきたような気がします。

月日は百代の過客にして行きかう年もまた旅人なり（奥の細道より）また、行く川の流れは絶えずして、しかも元に水にあらず。（『方丈記』より）でして、反省ばかりしていても、もう元には戻れません。今から思えば、無茶な生活をしていたものです。慢性胃炎、十二指腸潰瘍は、職業病としては当たり前で、これを経験しないと一人前ではないと、よく諸先輩方に言われたものでした。

暴飲暴食がたたって人間ドックで牛角胃の診断を受けました。

それでも、酒、タバコは、なかなか止めることができない。・・・困った人生だ。

そして、平成14年の夏、大過なく卒業させていただきました。そして、第2の人生として憧れの日本橋の地に、ささやかな税理士事務所を開設し、納税者の方々に少しでもお役に立てるよう、そして社会への恩返しができるように、孤軍奮闘の毎日を送っていますが、「六十にして耳順う」には、まだまだその域に達していない未熟者の私であります。

『息災やったけエ（元気ですか）』？

年を重ねてくるとこの富山弁が懐かしく聞こえてくる気がします。

今年72歳という節目の年。新玉に立って思い巡らすと、走馬灯のように過去の思い出が浮かんでいますが、今からの人生の平均余命、13年位に向けてどのように過ごしていくべきか。この所、視力も徐々に弱り始め、体力も衰え、歯も少しガタガタになりつつあります。

足腰の健康持続のためなるべく車には乗らず、日々一万歩を目指して歩くように努めています。

記憶力もあやしくなり、物忘れした場合には時間を掛けても、その日の内に思い出そう訓練などをして、老化防止に努める毎日です。

『七十にして、心の欲する所に従って矩（のり）を踰（こえ）ず』には、その域に達するに至っていません。僕の前に道はない、しかし、僕の後には道が出来るとは、かの有名な高村光太郎の『道程』の一節ですが、その道はどんな道だったのだろうか、

生きた証として、みんなの記憶に残る道だろうか。
それともそれなりの空虚な道だろうか。

でも跡は残る。役立てば、足るを知らず、から足るを知る“知足の心”で残り人生の、私の残日録としてゆきたい。

座右の銘としてきた「飛躍の発展には地味なる努力」を常々心掛けながら、そして今日様に感謝しつつ、自分の夢見た道をやわやわとした歩調で進んで行きたい。



次の12年へ

たか つ り え こ
高津理英子

12年に一度のサイクルがめぐってきた。24歳からの12年を振り返ってみると、とても内容の濃い日々であった。税理士になるための勉強が終わったと思えば、次は社会人としての勉強、税理士としての勉強が始まった。その後、思うところがあって大学院へ入学した。思い返すとずっと勉強であった。

大学生だった頃、税理士という職業は、とても地味で事務的な仕事であると思っていた。手に職がつくという意味で、魅力的に映った。しかし、実際の税理士の仕事はまるで違った。税法やその他関連する法律の知識量はもちろんのこと、説明力、洞察力、提案力、会話力、その他様々な創意工夫を求められるような、意外にもクリエイティブな職業であった。受験勉強で学んだことはまさに氷山の一角であって、受験を終えただけでは何の役にも立てないことに愕然としたのを覚えている。

そんな私も、ふてぶてしく日々を過ごしているうちに、それなりの仕事をこなせるようになっていった。税理士という職業柄、お客様の家庭の事情を知ることが多く、色々な家庭模様を垣間見た。年配のお客様からは、ためになる人生訓や清々しい人生観、生きていく活力をいただいた。中小企業の社長からは、事業承継に纏わる悲喜こもごもを。税金というつながりを超えて、心の琴線に触れるようなやりとりをしてくれる大切なお客様もたくさんできた。

前述したとおり、税理士を目指した動機はとて

も現実的なもので、その仕事は、税という比較的閉鎖的な分野に終始するものと割り切って考えてきた。ところが最近になって、美術館や文化財保存事業、ボランティア事業を行う団体など、文化的・公益的な業界のお客様が増え、従来の税務業務という枠を超えて、ただの税理士としてではなく一個人として活躍できるフィールドを見つけようと視野を広げるきっかけになった。税理士という資格と、税理士ならではの色々な人とのつきあいを通して得たノウハウをツールにして、広くたくさんの方の幸福につながる仕事に関わることができるのだとわかった。このことは、今後あと数十年続くであろう私の職業人生に対して、鮮やかなやりがいをもたらしてくれるように感じた。

税理士は、人とのつながりが強い職業であると言われる。その言葉の意味を、たくさんの温かいお客様に教えていただいた。と同時に、ひと時であっても人の人生に関わるという重大さ、責任の重さも教えられた。その責任の重さは、時に背負うのが苦しくて逃げてしまいたいと思うこともある。そんな時は、信頼している上司と、すばらしく有能で努力家の先輩と、楽しく優しい同僚に助けられている。言葉では言い尽くせない感謝でいっぱいである。税理士としてここまでやってこられたのは、ひとえに素晴らしい仲間たちに支えてもらったからに他ならない。この場を借りて御礼の気持ちを伝えたい。いつか恩返しをしたいという想いととも。

これからの12年も、ずっと勉強である。



特集 日本橋税務署

日本橋税務署は、平成27年9月18日を以て改装の為、大手町の仮庁舎へ移転しました。そこで広報部では、旧庁舎の思い出等について関係者から原稿を頂きました。第8代日本橋支部長 増田昌弘氏、第79代日本橋税務署 署長菰木一雄氏から原稿を頂きました（なお、増田昌弘氏（写真）は高齢の為、原稿を書くことが出来ないとのことでしたので、広報部長がインタビューして内容を編集しました。）。



日本橋税務署の思い出（建物に関して） ～増田昌弘元支部長に聞く

（聞き手 木下 純一）

部長：こんにちは。今日は、日本橋支部広報のためにお時間をさいていただきありがとうございます。ございます。

増田：こちらこそ、お役にたててうれしいです。

部長：本題に入る前に、近況をお知らせ出来ますか？

増田：お陰様で82歳になりました。ただ、歳は争えないもので、医者通いの毎日です。でも、それなりに元気でいます。税理士の仕事は息子（増田和弘）に任せて、たまに事務所に出るくらいです。

部長：先生が税理士を開業したのは、いつごろですか？

増田：昭和36年2月6日に登録しました。その2年前くらいに税理士試験に合格しました。

部長：登録はどこですか？

増田：当初から東京税理士会日本橋支部に登録して、現在まで日本橋です。

部長：登録当時の日本橋税務署はどんな様子でしたか？

増田：もう古いことで覚えていません。登録当時は、違う場所にあったと思います。

昭和43年に日本橋税務署の新庁舎が完成し、落成式に出席したことをおぼろげながら覚えています。今は古くなりましたが、当時は立派な庁舎が出来たと思ったものです。



部長：支部の幹事時代、東京会の副会長時代、支部長時代、それぞれで、署に関する思い出はありますか？

増田：支部の幹事に何時なったかは、覚えていません。でも長いこと支部の幹事、東京会の理事等に就任していました。

東京会の副会長は、試験合格者の波多野重雄氏を会長にとの思いから、副会長に立候補した次第です。立候補者が7人なので、当選は難しいかと思っていたものの、当選しました。税理士と顧問先との諸問題に対処するなど、東京税理士会に貢献できたと自負しています。

支部長時代は、署と支部の交流を図り円滑な関係を築きました。当時の旧庁舎には宿直室があり、閉庁後も申告書を受領してくれました。1階に受付があって、冬は吹きさらしで受付の人が可哀想に思ったこともありました。

以前は、3階の総務課が申告書等の収受を行っていて、書類の提出の際に総務課長や、課長補佐と会話ができて和やかな思いをしました。

部長：日本橋税務署は、現在改築のため移転していますが、何か思うことや改築に対する希望はありますか？

増田：特にはありませんが、納税者の方々にとっ

て利用しやすいものになると良いと思います。基本的に中身は、そう変わらないのでしょうか。

新庁舎の竣工、東京オリンピックの開催までは、元気でいたいと思います。今後とも忘れない(笑い)でいて下さい。

部長：今日は、お忙しいところありがとうございました。今後ともお元気で、支部を支えて頂きたいと思います。ありがとうございました。(平成27年11月26日)



庁舎落成記念メダル

税理士 あんの き かず お 菴 木 一 雄

先日、日本橋支部木下副支部長から、突然電話があり、「日本橋税務署が引っ越しするに当たって支部の会報に何か寄稿してくれませんか。」との依頼がありました。小生は、たまたま車の助手席にいましたので、「はい、わかりました。」と適当(失礼)に回答した次第でした。数日が経ち正式な依頼状が届き、「ご自由にお書きください。」とありましたので、当時を思い出しながら書きたいと思います。

小生は、平成19年7月に第79代税務署長として着任する前に、平成10年7月から特別国税調査官(法人調査担当)として勤務したことがあり、その時点でもこの署は「古い建物だな」と感じていました。当時はペアを組んでいた調査官と、管内の法人税調査を自転車でお邪魔していました。その中には今でも記憶に残っている事案もあります。それから時は巡り8年が経過して、今度は、署長として着任することになりました。小生の税界生活41年3カ月の中で二度勤務したのは日本橋税務署だけです。その分、日本橋署には今でもすごく愛着を持っていて、機会を見つけては変化していく税務署周辺をよく歩いています。

当時、署長室の本棚の片隅に、庁舎落成記念のメダルが保管されていたのを思い出し、現在の大久保署長に「落成記念のメダルは残っていますか。」と質問したら、「今でもちゃんと保管してありますよ。」と回答がありました。懐かしく思い、大



オモテ



ウラ

手町の仮庁舎まで見物に行きました。そしてその写真も提供してもらいました。今、考えてみますと、昭和43年12月に完成した日本橋署は、小生が初めて三多摩の税務署に着任した年と全く同じ年でした。その年から約47年余りが経過した平成28年1月から遂に解体工事が始まるのかと思うと、「長い間よく頑張ってくれたなあ。」と非常に感慨深いものがあります。そして、自分の人生とどこかダブらせてみながら、走馬灯のようにいろいろな事が思い出されます。これから、同じ場所に素晴らしい税務署が復活してくれる平成29年3月頃を心待ちにしています。その時には、新しい「記念メダル」ができるのでしょうか。小生もそれまで位は元気に仕事をしていこうと思っています。

日本橋税務署沿革

日本橋税務署は、平成27年9月18日に、改装のため仮庁舎へ移転しました。

「日本橋税務署の思い出」を掲載しましたので、日本橋税務署の経歴をお知らせします。

- 明治29年11月 設置。当時は、「新大橋税務署」と云い、旧日本橋区、旧深川区を管轄していました。
- 明治40年10月 「永代橋税務署」と改称。
- 明治42年10月 「両国税務署」が新設されたので、旧深川区を分離して、旧日本橋区のみを管轄した。
- 昭和10年8月 「日本橋税務署」と改称
- 昭和20年8月 再び深川税務署を合併し、旧深川区も管轄した。
- 昭和22年8月 江東税務署の新設により、旧深川区を分離した。
- 昭和43年12月 新庁舎落成
- 平成27年9月 耐震補強及び改修工事のため、仮庁舎へ移転。

随筆



日本一寒いまち

さわ き きょう のり
澤 城 教 典

北海道東部のほぼ中央に「日本一寒いまち」と言われている陸別町がある。

過去30年のアメダスデータによる冬の1月、2月の最低気温の平均が -20.2°C 、 -19.2°C と陸別町がいずれもダントツの第1位である。また陸別町が独自で行っている「寒さ日本一ランキング」(陸別町しばれ技術開発研究所監修)においても第1位と「日本一寒いまち」が証明されている。最低気温は、明治35年1月旭川観測所が観測した -41.0°C である。陸別町は、平成12年1月27日に観測した -33.2°C であるが、平成3年に陸別しばれ技術開発研究所を設置し、下陸別と関の2地点で独自観測を行っており、最低気温を観測した日に、下陸別で -37.7°C 、関では -40°C を下回り計測不能となり、国内最低気温にも迫っている。この観測は気象庁長官登録検定機関「気象業務支援センター」の検定を受けた非常に高度な観測機器のもとに観測を行っており、気象庁のアメダス観測と共に陸別町の正式な記録として扱われている。近年では、全国の天気予報でもその日の最低気温で陸別の名が登場するので知名度もある。この「日本一寒いまち」をキャッチフレーズにまちおこしを行っている。さっぽろ雪まつりと同じ2月の第1土曜日・日曜日の2日間、30年以上に亘り



開催している「しばれフェスティバル」は、雪像に依存しない元祖体験型ともいえるユニークな企画が注目を浴び、今では全国的にも知られるようになった。中でも「人間耐寒テスト」は日本一の寒さを一晩耐え抜く過酷なイベントだが、全国各地から多くの参加者が挑戦している。寒さをPRするためにキャラクターも登場した。ロシアのアムール川から流水に乗ってやってきた「しばれ君」とカナダからオーロラに乗ってやってきた「つららちゃん」。平成22年の「ふるさと銀河鉄道まつり」で意気投合し、陸別に住むことになったという……なかなかのストーリー性であり、キャラ自体も可愛い作りである。

この「日本一寒いまち」陸別町が私の故郷だ。私がいた頃の昭和30、40年代は冬場の気温が連日 -30°C 前後を記録し「氷点下 30°C のまち」と言われていたこともある。この頃は、寒さを逆手にとって観光資源にという発想はなかったように思う。「しばれフェスティバル」も当初は町民から白い目で見られたこともあったという。

陸別は、「寒さ」も有名であるが星空の美しい町でも有名である。町の上空には文字通り、星をちりばめたような満点の星空を仰ぐことができる。一般公開型天文台としては日本最大級の「銀河の森天文台」があり、大型望遠鏡「りくり」でその時期見頃の惑星や月、更には遙か彼方の星雲や星団、銀河など様々な天体を見ることができる。また、昼間でも晴れていれば明るい惑星をみることができる。

「日本一寒いまち」陸別で、日本一の寒さと極寒の地で壮大な星空を楽しんでみませんか。



各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成27年9月14日(月)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件

平成27年10月27日の中央都税事務所との定例連絡協議会、平成27年10月1日の日本橋税務署との定例連絡協議会の開催方法をはじめ、常会、研修会、懇親会の担当者の決定し承認可決した。

2. 役員選挙管理委員会委員推薦の件

東京会役員選挙管理委員

掛川義夫会員

山田富士夫会員

日本橋支部役員選挙管理委員

委員長 岡田昇会員

委 員 星野光一郎会員

委 員 清水満昭会員

を推薦することを承認可決した。

3. 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談会を次のとおり承認可決した。

- ① 開催日 平成27年11月11日(水)
- ② 日本橋三越前・相談員10名
- ③ 日本橋プラザ・相談員2名

4. 新入会員説明会開催日時及び運営方法

平成27年11月17日(火)に開催することを承認可決した。

II 報告事項

1. 平成27年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件
2. 日本橋支部役員選挙規則の一部改正の件
3. 八団体合同役員会(7/29)の件
4. 日本橋税務懇話会(8/5)の件
5. 登録調査(8/10, 9/11)の件
6. 署との拡大定例連絡会(9/2)の件
7. 第一ブロック連絡協議会(10/16)の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告

平成27年10月14日(木)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 支部役員補欠選挙の件

3名の支部幹事補欠選挙を実施する事を承認可決した。

2. 平成27年度支部への税理士紹介依頼対応可能な税理士の募集の件

申込方法は、Faxによる申込だけとして税理士紹介依頼対応可能税理士を募集する事を承認可決した。

3. 平成27～28年度各種無料相談担当者募集の件
平成27年分所得税確定申告無料相談、並びに商工会議所及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願いは例年どおりの募集とすることを承認可決した。

また支部独自の確定申告期の無料相談を行うことを承認可決した。

4. 支部会費免除の件

渡邊可奈子会員の支部会費を免除する事を承認可決した。

II 報告事項

1. 日本政策金融公庫との懇談会(10/26)の件
2. 税の作文審査会(9/25)の件
3. 署との定例連絡協議会(10/1)の件
4. 日本橋税務懇話会(10/7)の件
5. 登録調査(10/8)の件
6. 第一ブロック支部連絡協議会(10/16)の件
7. 税を考える週間パネルディスカッション(11/11)参加役員確認の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

○平成27年10月1日(木)10時30分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催した。(出席者63名)

日本橋支部からの質問・要望事項5件(うちe-Tax関係2件)があった。

○同日同所で13時00分から常会を開催した。

浅見支部長挨拶の後、4月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。(出席者73名)

○同日同所で17時15分から懇親会を開催した。
日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。(支部会員出席申込者70名)

◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

○平成27年10月27日(火)16時00分から中央都税事務所会議室で連絡協議会を開催した。
質問・要望事項9件(うちeLTAX関係4件)があった。

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成27年10月1日(木)14:00～16:45

テーマ：「所得税、資産税、消費税、
法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成27年10月13日(火)13:30～16:30

テーマ：非上場株式に係る税務

講 師：税理士 渡邊 正則氏

会 場：AP東京八重洲通り

※ ジョイント研修(京橋支部主催)

日 時：平成27年11月4日(水)13:00～16:00

テーマ：「年末調整説明会」

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成27年11月20日(金)14:00～17:00

テーマ：確定申告のための金融証券税制
～あわせて知っておきたい

平成28年からの改正点～

講 師：税理士 柴原 一 氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋

日 時：平成27年12月3日(木)14:00～17:00

テーマ：消費税「誤り易い納税義務者の
判定について」-新設法人の留意点-

講 師：税理士 熊王 征秀氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋

日 時：平成27年12月8日(木)

①13:00～15:00 ②15:00～17:00

テーマ：税理士が考えるべきマイナ
バーと情報セキュリティ

講 師：税理士 古賀 裕明氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成27年12月15日(木)13:30～15:00

会 場：日本橋支部会議室

第一部：13:30～14:00

テーマ：書面添付制度について

講 師：日本橋税務署 大橋副署長

第一部：14:00～15:00

テーマ：「はじめようe-tax ～WEB
版での法定調書作成編～」

講 師：日本橋税務署担当官

日 時：平成28年1月12日(火)時間未定

テーマ：未定

講 師：三遊亭円楽 氏

会 場：ロイヤルパークホテル東雲の間

日 時：平成28年1月18日(月)14:00～17:00

テーマ：リバースチャージ方式の導入
と複数税率制度の検討につ
いの最新情報

講 師：税理士 金井 恵美子氏

会 場：あすか会議室 東京日本橋

日 時：平成28年2月2日(火)13:30～16:00

テーマ：27年分確定申告にあたっての留意事項

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東京証券会館

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成27年10月9日(金)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成27年11月12日(木)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成27年12月11日(金)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈囲碁部〉

10月22日(木)に事務局会議室において秋季支部大会を開催し、8名の参加がありました。結果は次のとおりです。

優 勝 鈴木 久衛 三段 4勝

準優勝 浅井 光政 七段 3勝1敗

第1位 原口 義弘 五段 2勝2敗

12月10日(木)には白江八段による三面打ちの
プロ指導を、1月16日(土)には京橋支部との親
善試合を予定しており、上記以外の月には、定例

会を開催しています。

現在の囲碁部のメンバーは26名ですが、大会等への参加者は10名前後の時が多いようです。

囲碁は頭の健康に最適なことはご承知の方も多いと思いますので、経験者は勿論のこと初心者も気軽に定例会等へ参加してください。

〈ボーリング部〉

【ボーリング大会】

平成27年11月25日(水)、品川プリンスボーリングセンターで毎年恒例の会員・職員・家族ボーリング大会が開催されました。

参加者は、22事務所、38名でした。

結果は、以下の通りです。

(会員の部)

優 勝 大澤 昭人

準優勝 江間 政芳

第三位 三浦 敏幸

(男性職員の部)

優 勝 内田 智(内田孝事務所)

準優勝 戸田 稔(廣田慶一事務所)

第三位 青木 茂(高橋和則事務所)

(女性職員の部)



ボーリング大会 支部長の一投

優 勝 草野 幸恵(廣田慶一事務所)

準優勝 中島三枝子(中島美和事務所)

第三位 竹内 友美(廣田慶一事務所)

なお、当日のハイゲーム賞は、第一ゲーム174ピンの江間政芳会員でした。

浅見支部長から、年2回開催してもいいのではとの話もありましたが、検討します。

次回も多数の参加をお待ちしております。

〈ゴルフ部〉

TNG会300回

厚生部 森 一郎

TNG会(東京日本橋ゴルフ会の略)が300回を迎えました。その記念大会が平成27年10月23日に茨城県の常陽カントリー倶楽部で行われました。当日はお天気にも恵まれ、第一ブロックの各支部から2名ずつゲストをお招きして、合計40名で大いにゴルフを楽しみました。大会の結果は、浅見達雄支部長が優勝され、準優勝は山科裕紀会員、3位には神田支部の山岡修治先生が入賞されました。

TNG会は9月、10月、11月、12月そして翌年4月と年に5回行われています。毎回6、7組の参加があり、最近では若い先生方の参加も増えています。

私自身TNG会にはいくつもの思い出があります。最初にTNG会に参加した時、もう20年以上前の話になりますが、当時の支部長の井上保先生と厚生部長の石原一嘉先生に緊張して挨拶をしたこと。その時は自分が将来厚生部長になるなんて思いもしませんでした。また今はなき柏ゴルフ倶楽部で行われたとき、私は渋滞に巻き込まれ遅刻してしまいました。当時の厚生部長の木下純一先生が待っていてくださりまして、一時間遅れで木下先生と二人でラウンドしました。その日私は絶好調



TNG会(東京、日本橋、ゴルフの略)は、昭和38年7月に第1回大会を鬼怒川CCで開催して、今回で300回となりました。

で、今まさに優勝者の名前が呼ばれんとする表彰式に、一番良いスコアで上がってきてしまい、皆さん申し訳ない思いをしたこと。そして、TNG会の仲間と東京税理士会主催の支部対抗ゴルフ大会に日本橋支部を代表して出場し、悔しい思いをしたこと。今となっては良い思い出です。

厚生部としまして、TNG会を通じて良い税理士仲間を増やしていただければと思っています。

〈歌舞音曲部〉

歌舞音曲部(カラオケ)30周年記念大会

部長 若狭茂雄

平成27年10月17日(土)午後より日本橋公会堂(日本橋劇場)にて、支部同好会のご協力と支部会員皆様様の絶大なるご支援をいただき、歌舞音曲部30周年記念大会を開催できましたことにカラオケ部員一同感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

出演者31名はそれぞれプロ顔負けの演出にて、さらにはゲスト出演者の葉月よしこ様のシャンソン、歌謡曲等の歌声、もう一名のゲスト出演者の中島諒様によるサクソフォーン演奏と会場全体が魅了されその世界に引き込まれました。観客約150名が大いに盛り上がる記念大会となりました。

恒例の福引抽選会も、ゲスト出演者の方、支部長等のご協力をいただき、喜ばれた人、次回こそはと希望の思いを抱かれた人と楽しいひとときとなり、最後に歌舞音曲部長のお礼の言葉をもって4時間に及ぶ記念大会は無事終演となりました。

歌舞音曲部の発表会は、何よりも出演者、観客の皆様笑顔があって創りだされるものと思っています。そして天国からカラオケ部を立ち上げられた、中島重敏先生が「良くやった」と喜んでいただけたのではという気持ちです。

今後とも歌舞音曲部への暖かい応援お願い申し上げます。本当にありがとうございました。



カラオケ30周年記念大会に出演して

板橋則雄

昨年10月17日、日本橋公会堂において、第30回カラオケ発表会が開催されました。



終わって振り返って見るに、昭和61年秋の第1回発表会の新富ホールに出演して以来、今回迄連続30回よくぞ懲りずに出場できたものと感無量の思いで一杯です。これも今は亡きカラオケ部長中島重敏先生の人柄の良さ、カラオケ部の仲間の皆さんとの楽しい例会の故であったのでしょう。

ところで、私は毎年その年に発表された歌で私の好きな歌手、私の声に出来るだけ合った歌を唄うようにしています。発表会は毎年10月半ばにあり、プログラム作成の関係から7月位迄に選曲しなければなりません。そこで、例年確定申告を過ぎた頃になると、NHKのど自慢やテレビ東京の木曜8時のコンサート(木八)をよく見るようになりました。そこに出演するゲスト歌手が唄う新曲を聞いて、好きな歌手、しかも哀愁を帯びたムードがあり、自分でも唄えそうな曲を選ぶ訳です。

今回は、誰のどの歌にするか大分迷ったのですが、3月下旬に木八で聞いた山川豊の「螢子」が歌詞、ムードともに自分に合っていると思い、これにしよう決めました。今迄は五木ひろし、小金沢昇司の歌が一番多く、山川豊の局は大分前に「夜桜」を唄った位でしたが、今回は五木ひろしにはこれはという新曲がなかったからもありました。

ともかく、曲の選定には毎年ギリギリ迄迷うのですが、今回は選んだ後も大変でした。ムードがあっていい曲なのですが、山川豊の甘いしっとりとした、抑揚のある声にどうしても私の声が合わないような気がした訳です。でも選曲したからには替える訳にも行かず、必死にテープを聞いて練習を重ねました。10月に入ってから毎日4~5回テープを聞き、30回出場した中でも今回が一番

多く練習しました。そして当日を迎え、何とか皆さんに聞いて貰える位に唄えたかな…と思いホッとしているところです。

ともかく、歌を一日一曲でも唄うと、健康にも良いとある本に書いてありました。

歌は世につれ、世は歌につれと言われるように、その時代によっていろいろな歌があります。民謡、演歌、懐かしのメロディー等々、自分の好きな、またその時の気分によって、これからも健康第一に元気で長生きをするために、いつまでも唄って行きたいと思っています。

皆さんも、上手い下手は関係なく、歌は心だとの気持ちでカラオケ部に参加して、飲みながら楽しく唄って頂ければと思います。

〈テニス部〉

8月3日(月)品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターにて練習会を開催しました。参加者は7名。いつものようにショートラリーから始め、ストローク、ボレーの基本練習、後半は実践を踏まえた試合形式での練習を行いました。練習後は、冷たいビールで楽しくテニス談義をしました。

9月15日(火)高輪テニスセンターにて練習会を開催しました。今回は東京税理士会秋季テニス大会に向けての練習です。参加者は7名。ダブルスのパートナーと組んでの練習です。フォーメーションを中心に練習を行いました。

10月2日(金)東京税理士会秋季テニス大会です。日本橋支部からは、佐々木・岩川チーム(ミックスダブルス)、三田・青木チーム(男子ダブルス)の2チームがエントリーしました。午前中の予選会で2チームとも3位グループのトーナメント戦へ進むことがきました。午後からの3位グループのトーナメント戦では、佐々木・岩川チームが準優勝しました!

10月30日(金)高輪テニスセンターにて練習会を開催しました。参加者は6名。いつものようにショートラリーから始め、基本練習を行いました。その後はサービスを中心に練習を行いました。

テニス部では繁忙期を除き、1回のペースで練習会を開催しております。練習会へは初心者からベテラン?まで、どなたでも参加できます。運動不足解消、気分転換もできます。参加希望の方は、是非!お気軽に支部事務局まで連絡ください。

〔組織部〕

- (1) 東京会標準支部規則及び標準支部役員選挙規則の一部改正に伴う、日本橋支部規則及び日本橋支部役員選挙規則の一部改正の為、支部定期総会に提案する準備作業を行っております。
又、東京会の特定個人情報の取扱いに伴う標準支部規則の一部改正を受け、支部においても日本橋支部規則の一部改正に関する案も同様に支部定期総会に提案する準備作業を行っております。
- (2) 支部業務執行細則の制定を検討中でであり、案の作成に向けて組織部会を重ねております。
- (3) 日本橋支部緊急連絡網を改定して10月に発送いたしました。これは災害時の利用を目的に日本橋支部を5ブロックに分けて9月30日現在の会員を基に作成した電話連絡網です。
- (4) 11月17日新入会員業務説明会において、支部規則及び緊急連絡網を配布致しました。

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

- (1) 署と支部との綱紀監察連絡協議会

日 時 平成27年9月7日(月)

午前10時～11時

場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より野田総務課長、十日市総務課長補佐

東京国税局より佐藤税理士専門官

支部より佐藤、鳴海、小出

議 題 にせ税理士の実態及びその予防対策等

- (2) 東京税理士会綱紀委員・監察委員全体会議

日 時 平成27年9月15日(火)

午後2時～4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 副会長以下本会役員、全支部の綱紀監察委員

東京国税局より税理士監理官ほか8名

支部より佐藤、鳴海、小出

議 題 1 税理士の品位保持等について

2 にせ税理士の調査及び処理方針について

3 東京国税局の処理方針について

- (3) 平成27年度綱紀監察合同会議

- 日 時 平成27年12月14日(月)
午後2時～4時30分
- 場 所 東京税理士会館 2階 大会議室
- 出席者 副会長以下本会役員、全支部の支部長
又は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名、
48税務署総務課長補佐
支部より佐藤、鳴海
- 議 題 1 本会綱紀部からの報告
2 本会業務侵害監察部からの報告
3 東京国税局の方針
4 東京国税局からの報告
5 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章(バッジ)」の所持確認について

平成28年2月9日(火)、10日(水)の2日間、
午前10時から午後4時まで支部会議室に於
いて平成27年度の所持確認を実施いたします。

対象者は平成27年9月30日現在の支部所属
会員全員です。

- 3 会議で紹介された事例を掲載します。会員の
皆様におかれましては、より一層の品位保持に
努められますようお願い申し上げます。

事例

- 1 税理士業務の制限(にせ税理士)
名義貸し
- 2 故意による不真正税務書類の作成
- 3 業務懈怠
信用失墜行為の禁止

事例1

事案の概要

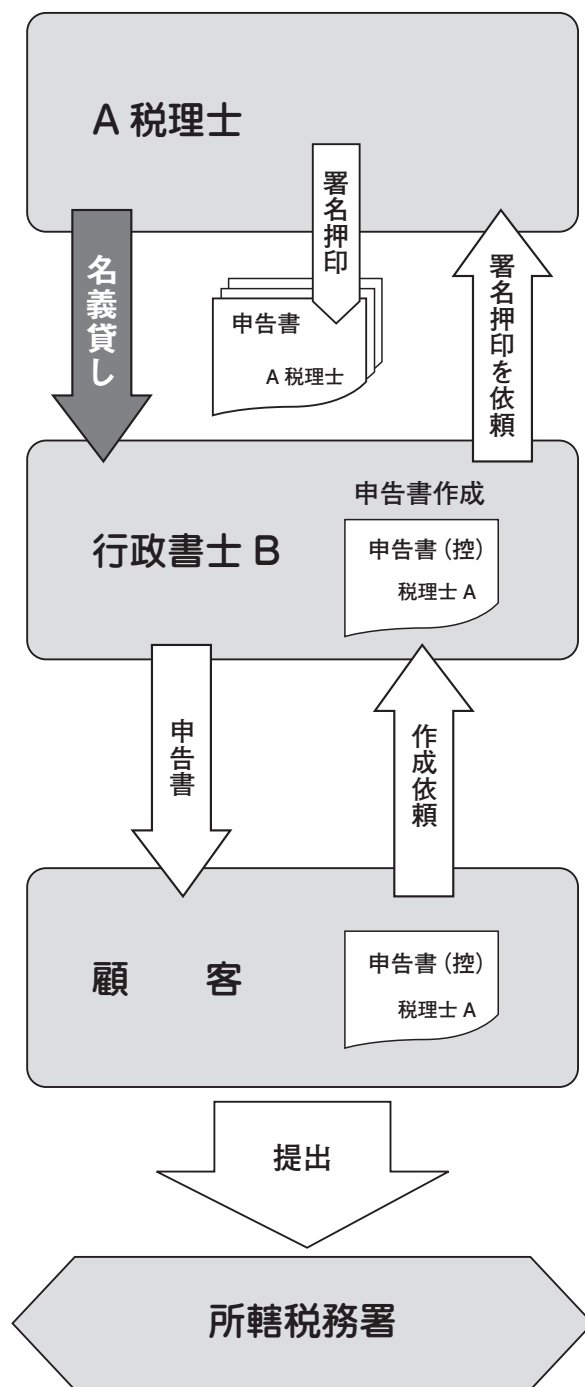
対象者: A税理士、行政書士B

事案の端緒: 税務調査の際、調査に立会ったA
税理士は決算修正仕訳等に関する質問に答えら
れず、後日、同社の記帳代行をしている行政書
士Bから回答させるなど、A税理士に名義貸し、
行政書士Bににせ税理士の疑いがある旨の情報
提供があった。

非行の概要: A税理士は、税理士資格のない行
政書士Bが作成した申告書に署名押印をしてい
た。

調査の概要: A税理士及び行政書士Bに対する

【形態図】



税理士法上の調査を実施した結果、次の事実が
判明した。

- 1 行政書士Bは、中国人らの在留資格に関する
許認可申請業務を行うほか、同人らの行う事業
に関する会計業務から申告書等の作成業務も請
負っていた。
- 2 A税理士は、署名押印しただけで報酬が得ら
れるのであればと考え、行政書士Bが作成して
持ち込んだ申告書の検算をただけで、署名押

印していた。

- 3 A税理士は、自身の行為が名義貸し行為となっていたことを認識し、深く反省するとともに、今後二度と税理士法に違反する行為は行わない旨誓約した。また、行政書士Bも、深く反省するとともに、今後は二度と税理士法に違反する行為を行わない旨誓約した。

処理： A税理士を名義貸しによる税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反で、Bを税理士法52条（税理士業務の制限）違反で処分等を行った。

事例2

事案の概要

対象者： A税理士

事案の端緒： 税務調査において、売上除外の事実が認められ、聴取調査の結果、当該事実はA税理士も認識していた旨の情報提供があった。

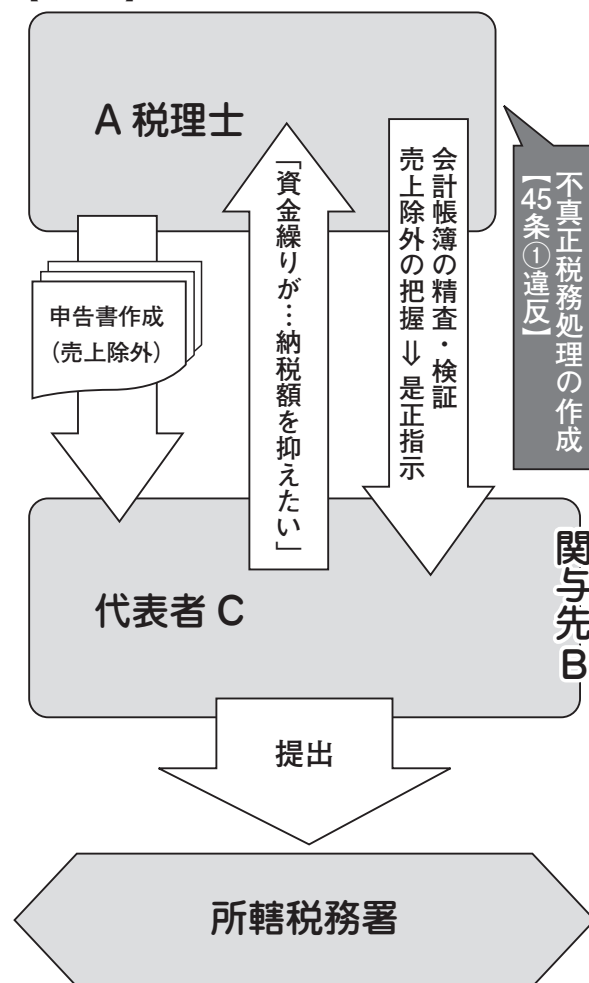
非行の概要： A税理士は、関与先Bの法人税確定申告に当たり、代表者Cから「売上の一部を計上しなかった」旨の報告を受け、その事実を認識していたにもかかわらず、不正に所得金額を圧縮した申告書を作成した。

調査の概要： A税理士に対する税理士法上の調査を実施した結果、次の事実が判明した。

- 1 A税理士は、関与先Bの決算に際し、請求書等の原始記録と関与先B作成の会計帳簿等の検証作業を行ったところ、当期の売上として計上すべき金額の一部が計上されていない事実を把握した。
- 2 A税理士は、代表者Cに事実関係を確認した上で、是正するように求めたが、「資金繰りが苦しいので、納税額を抑えたい」と強く求められ、最終的には、代表者Cの意向を受け入れ、所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成した。
- 3 A税理士は、売上が除外されていることを認識した上で、所得金額を圧縮した法人税の申告書を作成した行為は、税理士として決して許されない行為であったことを認識するとともに、深く反省し、二度と税理士法に違反する行為を行わない旨、誓約した。

処理： A税理士の行為は、故意による不真正税務書類の作成による税理士法第45条第1項に該当するとして、処分等を行った。

【形態図】



事例3

事案の概要

対象者： A税理士

事案の端緒： 無申告のBに対する問い合わせの結果、会計書類を渡しているにもかかわらず、申告書の作成及び提出をしないA税理士に関する情報提供があった。

非行の概要： A税理士は、正当な理由なく、関与先の申告書を法定申告期限までに提出しなかったことで、関与先Bに無申告加算税を賦課させるなどの不利益を与えた。

調査の概要： A税理士に対する税理士法上の調査を実施した結果、次の事実が判明した。

- 1 A税理士は関与先の大部分から、会計業務から税務書類の作成業務までの一切を請負っているが、従業員が退職したこともあり、関与先から受領した会計書類の整理や入力作業に手が回らなかった。
- 2 次第に関与先の申告書の作成も遅れがちにな

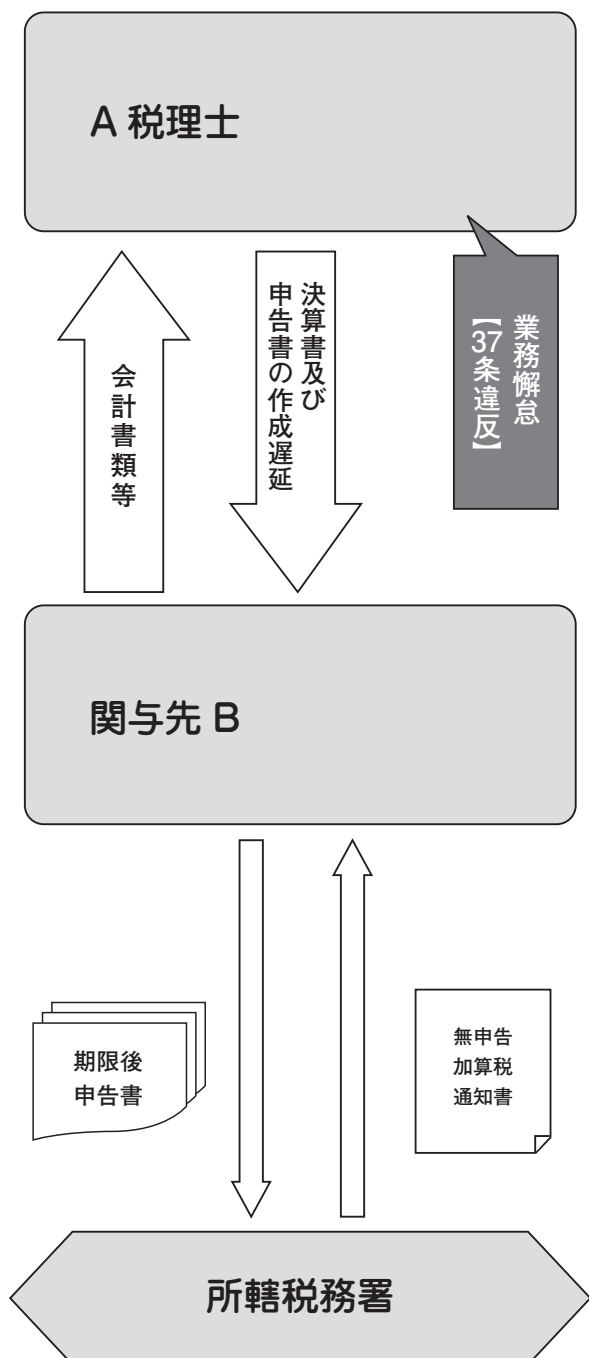
り、A税理士自身、どの関与先のどの期間が未提出なのかも把握できなくなってしまった。

3 その結果、関与先Bに無申告加算税が付加されるなどの不利益を与えてしまった。

4 A税理士は、自身の行為が、信用失墜行為であったことを認識するとともに深く反省し、二度と税理士法に違反しない旨を誓約した。

処理： A税理士を業務懈怠による税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反で処分等を行った。

【形態図】



〔税務支援対策部〕

担当の先生方の協力を得て、次の無料相談や説明会を実施した。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成27年実施日	会 場	担当税理士
7月8日（水）	法人会事務局	石川 重文
7月22日（水）	〃	鈴木 久衛
9月2日（水）	〃	山口 佳彦
9月16日（水）	〃	川口 真理
10月14日（水）	〃	野本 徳治
10月28日（水）	〃	古賀 裕明
11月18日（水）	〃	徳山 和美
11月25日（水）	〃	余西 吉巳
12月2日（水）	〃	若狭 茂雄

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成27年実施日	会 場	担当税理士
7月14日（火）	中小企業相談センター	野本 徳治
8月4日（火）	〃	藤田 健史
8月25日（火）	〃	結城 昌史
9月15日（火）	〃	二瓶 正之
10月9日（金）	〃	河野 拓
10月30日（金）	〃	畑 芳広
11月24日（火）	〃	小野 好信
12月15日（火）	〃	古賀 裕明

《支部無料相談》

平成27年実施日	会 場	担当税理士
7月8日（水）	支部事務局	宮坂 未歩
8月12日（水）	〃	大澤 昭人
9月9日（水）	〃	山口 佳彦
10月14日（水）	〃	川口 真理
11月11日（水）	〃	伊藤 孝
12月9日（水）	〃	渡辺 春樹

《税を考える週間税の無料相談》 11月11日（水）

・日本橋三越地下出入口前（担当税理士）

岩川由美子、畑 芳広、小山 栄一
高山 秀三、佐藤 嘉光、増田 和弘
鈴木 久衛、永島 嘉治、秋庭 守
三ヶ尻忠敬

・日本橋プラザ（担当税理士）

佐野 典子、川口 真理

《記帳説明会》

○麹町・神田・日本橋合同

平成27年実施日 会 場 担当税理士
11月2日(月) 東京国税局 若狭 茂雄

《青色申告会での説明》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成27年実施日 会 場 担当税理士
12月10日(木) 日本橋青色申告会 若狭 茂雄
石橋 将年

《決算説明会》

○日本橋・京橋合同

日本橋税務署にて実施

平成27年実施日 会 場 担当税理士
12月14日(月) 日本橋税務署 秋庭 守

〔法対策委員会〕

8月から11月までの報告をします。

9月18日に法対策委員会を開催して、東京会から諮問のあった29年度税制改正に関する意見を取りまとめた。

本年は統一課題は無く、任意課題であった。

委員会で意見を聴取し、13件の意見を本会に9月25日に諮問した。

税法、税理士法の改正に関するご意見を事務局までお寄せ下さい。

〔情報システム委員会〕

平成27年7月28日に委員会を開催し、今期の事業計画を以下のように決定しました。

1 広報への記事掲載

①「にほんばし」145号

担当者：濱川先生

テーマ：支部会員の電子申告取組み状況

②「にほんばし」147号

担当者：石橋先生

テーマ：支部会員の電子ファイリング取組み状況

③「にほんばし」148号

担当者：小原先生

テーマ：支部会員のコミュニティツール利用状況

(skype、FB、LINEなど)

※ 日本橋支部の会員の先生の事務所へ取材に行き、情報システムツールを具体的にどのように使っているのか、身近で具体的な情報発信を確

認することを目的とする。

2 研修実施

第1回 情報システム研修

平成27年12月8日(火) 15:00～17:00

テーマ：税理士が考えるべきマイナンバーと
情報セキュリティ

講 師：古賀先生

第2回 情報システム研修

平成27年12月8日(火) 13:00～15:00

テーマ：税理士が考えるべきマイナンバーと
情報セキュリティ

講 師：古賀先生

第1回の参加人数が定員に達した為、
追加

第3回 情報システム研修

平成27年12月15日(火) 13:30～15:30

第一部 書面添付制度について

講 師：日本橋税務署 大橋副署長

第二部 「はじめようe-tax

～WEB版での法定調書作成編～」

講 師：日本橋税務署担当官

〔租税教育推進委員会〕

支部会員の皆様こんにちは、租税教育推進委員会からのご報告です。

11月5日に、常盤小学校6年生に租税教育を行いました。

生徒数は1クラス12名です。この日は、学校公開日でご父兄の方も見学されておりました。テキストは、日本税理士会連合会で編纂されたパワーポイント用テキストを用いて行いました。昨今は、小学校の授業でもサブテキストの用途などでパワーポイントの使用が当たり前のようになっています。

日本税理士会連合会が編纂している小・中・高校生向け租税教育のテキストのテーマは、「公平」と「民主主義」となっています。小学生には難しいテーマかもしれませんが、租税教室は中学校でも行われるので、そこに繋がるように心がけて行っています。また、「税金の種類」も多数とりあげるので、授業終了後のアンケートでも「たくさんの税金があることがわかりました」という声も多くありました。

アンケートを見ると、テキストとして力点を置いているテーマ以外についての反響もあり、色々



な受け止め方が非常に参考になります。

次回の租税教室は、3月に有馬小学校を予定しています。

今年度の租税教育講師養成研修が終了しました。新規登録者が3名となり、登録講師が11名となりました。日本橋支部の学区では学校数も限られていますので、1年度で全ての講師の方に授業をお願いできませんが、なるべく多くの講師の方に参加をお願いしたいと思います。そのためには、模擬授業等の準備が必要です。新テキストでの勉強会を予定しております。また、来年度からは、新規登録研修の講座数も増加されますので、ご希望される方は、申し込み宜しくお願いいたします。

支部会員異動のお知らせ

平成27年7月16日～
平成27年11月15日

〈入会〉

7月22日 スギ ウラ シン イチ
杉 浦 晋 一 〒103-0001
日本橋小伝馬町16-8
共同ビル(小伝馬町)23号
電話 090-4029-3152

7月22日 シラ イ マコト
白 井 誠 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-3
グランドメゾン日本橋
堀留303号室
電話 3662-2775

7月22日 ホシ タカ シ
星 貴 史 〒103-0025
日本橋茅場町2-17-6
いづみハイツニュー茅場町407号室
税理士法人日本橋総合会計
電話 3639-4191

7月22日 カナ モリ ヤス ヒロ
金 森 泰 弘 〒103-0023
日本橋本町4-12-11
日本橋中央ビル404号
ミッドランド税理士法人
東京オフィス
電話 6661-1591

8月27日 マツ モト チ ハル
松 本 千 春 〒103-0001
日本橋小伝馬町7-13
ストリアビル7階
内野正昭税理士事務所
電話 6423-0410

8月27日 コ イケ カズ アキ
小 池 和 明 〒103-0027
日本橋1-18-14

8月27日 コ ヨウ タケ ハル
小 用 丈 晴 〒103-0022
日本橋室町1-1-8
大栄不動産本社ビル
電話 090-1799-2192

8月27日 タ ナカ ユウ スケ
田 中 裕 介 〒103-0027
日本橋3-13-5
KDX日本橋313ビル2階
ベンチャーサポート税理士法人
日本橋オフィス
電話 6265-1681

8月27日 タ ガワ ト シ オ
田川外志男 〒103-0004
東日本橋2-2-9
ライオンズ東日本橋702号室
電話 080-5547-5282

8月27日 フク オカ ト シ オ
福 岡 敏 夫 〒103-0001
日本橋小伝馬町16-5
新日本橋長岡ビル8階B
電話 6231-1877

8月27日 ヨシ ダ ヨシ カツ
吉 田 義 克 〒103-0014
日本橋蛸殻町2-8-11
パークハビオ水天宮前501号
電話 6264-9580

9月15日 アオ キ シゲル
青 木 茂 〒103-0011
日本橋大伝馬町13-7
日本橋大富ビル2階214号室

9月15日	モト ザワ ヒロ カズ 本 澤 廣 一	電話 6869-5797 〒103-0027 日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル5階 伊藤修平税理士事務所 電話 5299-0525	8月4日	芝支部より シ ミズ ジュン 清 水 潤	電話 090-2654-9675 〒103-0025 日本橋茅場町2-1-12 木村ビル3階 山口義重税理士事務所 電話 6264-8605
9月15日	コ スマ ミ 小沼あゆ美	〒103-0022 日本橋室町1-9-10 三忠堂ビル5階 富田博之税理士事務所 電話 3243-2781	8月13日	京橋支部より オオ ソ ネ シゲユキ 大曾根成行	〒103-0013 日本橋人形町1-18-8-6F ヘリテイジ税理士法人 電話 3661-4180
9月15日	キ ジ ケン スケ 木 地 健 介	〒103-0013 日本橋人形町2-14-3 人形町ACTビル2階 税理士下川芳史事務所 電話 3663-6795	8月13日	本所支部より ツチ ダ ヨシ コ 土 田 美 子	〒103-0015 日本橋箱崎町32-3 秀和日本橋箱崎レジデンス610 電話 6661-7811
9月15日	ノ グチ エ ミ コ 野口恵美子	〒103-0023 日本橋本町2-6-7-1401 電話 070-1387-5828	8月26日	足立支部より カゼ オカ ノリ チカ 風 岡 範 哉	〒103-0022 日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6262-3730
10月21日	ヤナギサワ シン ヤ 柳 澤 真 哉	〒103-0004 東日本橋3-7-7 グランドメゾン東日本橋403 福岡敏郎税理士事務所 電話 5651-2005	8月26日	神田支部より コ イケ タケル 小 池 猛	〒103-0002 日本橋馬喰町2-2-12 税理士法人アイ・パートナーズ 電話 5652-0246
10月21日	マツ イ アケ ミ 松 井 明 美	〒103-0022 日本橋室町1-6-3 山本ビル9階 室町税理士法人 電話 3516-6331	9月1日	品川支部より モリ ウチ マサ ミ 森 内 政 美	〒103-0001 日本橋小伝馬町7-2 古賀オールビル10階 電話 5643-3248
10月21日	クジラ イ ヒサ ノリ 鯨 井 久 敬	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	9月1日	麻布支部より スガ イ ヤス ヨシ 菅 井 泰 辰	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-3 ブルーハイツ茅場町606号室 電話 6206-2860
7月16日	イノ ウエ タケ アキ 井 上 武 揚	同 上	9月3日	杉並支部より チカオカコウザブロウ 近岡康三郎	〒103-0012 日本橋堀留町1-5-11 堀留Dビル7階 小池良税理士事務所 電話 5695-2381
7月30日	サ トウ カズ ヤ 佐 藤 和 也	〒103-0014 日本橋蛸殻町 2-12-2-1003			

9月11日	麹町支部より ヤマ グチ ジュン イチ 山口 淳一	〒103-0022 日本橋室町3-3-3 CMビル9階	8月26日	税理士法人アイ・パートナーズ	〒103-0002 日本橋馬喰町2-2-12 電話 5652-0246
9月11日	京橋支部より タ グチ ヨシ エ 田口 良江	〒103-0022 日本橋室町1-9-10 三忠堂ビル5階 富田博之税理士事務所 電話 3243-2781	9月14日	さくら東京税理士法人	〒103-0027 日本橋1-18-14 第三正明ビル1階 電話 6262-1333
10月6日	麻布支部より ナガ イ ケイ スケ 永井 圭介	〒103-0022 日本橋室町1-8-7 エバー室町ビル7階 電話 6225-2607	10月15日	税理士法人東京クロスボーダーズ日本橋事務所	〒103-0023 日本橋本町2-6-7 キュロコ日本橋301号 電話 5643-2246
10月29日	上野支部より ヤマグチ 山口 さやか	〒103-0022 日本橋室町1-10-10 LXS室町503 TAXパートナーズ税理士法人 電話 6262-1477	10月29日	TAXパートナーズ税理士法人	〒103-0022 日本橋室町1-10-10 LXS室町503 電話 6262-1477
11月9日	芝支部より フク ヤ ヒロ ユキ 福家 弘行	〒103-0022 日本橋室町4-1-16 室町フェニックスビル2階 電話 3517-5884	〈事務所住所変更〉 モリ タ ケイ イチ 守田 啓一		
11月9日	麹町支部より ヒト ミリュウザブロウ 人見 亮三郎	〒103-0027 日本橋1-18-9-802 電話 6262-5485			
〈法人入会〉			フク ダ ヒロ ヒコ 福田 浩彦 アラ ヤ トシ コ 新谷 敏子 ソノ ヤ シノブ 園屋 忍		
7月21日	NHB税理士法人	〒103-0023 日本橋本町3-8-5 ヒューリック日本橋本町ビル9階 電話 6667-0631	サカ ハラ タカシ 坂原 尚		
8月13日	ヘリテイジ税理士法人	〒103-0013 日本橋人形町1-18-8-6F 電話 3661-4180	ヨネ ナガ ツトム 米 永 功		
8月17日	ミッドランド税理士法人東京オフィス	〒103-0023 日本橋本町4-12-11 日本橋中央ビル404号 電話 6661-1591	コ バヤシ ミツ ハル 小林 満春		
			マツ ダ シゲル 松田 繁		

税理士法人東京クロスボーダーズ
日本橋事務所
電話 5643-2246
ヤマ グチ ミツル
山口 満
〒103-0022
日本橋室町1-10-10
LXS室町503
TAXパートナーズ税理士法人
ナカ ガワ ヨシ マサ
中川 善正
電話 6262-1477
〒103-0014
日本橋蛸殻町3-7-9
ライオンズマンション日本橋
第2-801号
モリ タ ワタル
森田 亘
〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6262-3730

〈法人事務所住所変更〉

新日本税理士法人日本橋オフィス
〒103-0027
日本橋1-2-10
東洋ビル4F

〈転出〉

オ ガサワラトシユキ
小笠原俊行 中野支部へ
ハナ ミツ ヨシ タカ
花光慶尚 上野支部へ
イケ ダ メイ ジ
池田明治 練馬東支部へ
ナリ タ ミチ エ
成田道枝 京橋支部へ
イム ラ リュウ イチ
伊村竜一 新宿支部へ
オカ ダ ナ 菜
緒方春 葛飾支部へ
キ ダ ユタカ
木田穰 渋谷支部へ
ヤマ グチ シ
山口義夫 四谷支部へ
ムラ ヤマ ジュン
村山純哉 練馬東支部へ
サ トウ カズ キ
佐藤和基 豊島支部へ
ヤマ モト アタル
山本中 京橋支部へ
カン サワ チカラ
軒澤力 麹町支部へ
ヒロ ワタリ ヨミ ヒデ
廣渡嘉秀 “ ”
ナガ イケ ヒデ ユキ
長生秀 “ ”
スズ キ カン
鈴木寛 “ ”
イノウエ カズ ヒサ
井上和久 “ ”
ミツイ ア コ
三井亜希子 “ ”
フル タ ジュウ
古田十 “ ”
ゴ ミ ノリ エ
五味紀恵 “ ”
ナカ ムラ ヒロシ
中村宏 “ ”
タ ムラ マサ
田村雅幸 “ ”

ハ セ ガワ ユウ ジ
長谷川裕二 “ ”
ハラ タツ ヤ
原達矢 “ ”
サ トウ ヒロ キ
佐藤博紀 “ ”
ワ ダ ヒロ ユキ
和田博行 “ ”
クワ タ ミツ アキ
桑田光章 “ ”
タ ドコロ ケン イチ
田所謙一 “ ”
アキ モト ヨシ キ
秋元佳樹 “ ”
カメ ワリ マサ アキ
亀割正明 “ ”
ア イ ハラシゲ ナオ
栗飯原滋尚 “ ”
イノ ウエ トモ ヒロ
井上智博 “ ”
ナカ ガワ トシ ミ
中川利海 麹町支部へ
ニシ ヤ チ ユキ
西谷内貴之 “ ”
トミナガ ユ コ
富永裕美子 “ ”
オカ ダ タツ ノリ
岡田辰憲 “ ”
ヨシ ダ ユウ
吉田雄 “ ”
ニシ ジマ オサム
西島聡 “ ”
エ バ ト マサ ト
江波戸正人 “ ”
カゲ ヤマ ヒロ ユキ
影山浩之 “ ”
スズ キ タカ シ
鈴木隆史 “ ”
オオ ボ ジュ リ
大久保樹里 “ ”
ハマ ダ マサ ヒロ
濱田雅大 “ ”
タ ダ ヨシ ヒロ
多田吉宏 “ ”
ナカ ザワ シュン
中澤俊輔 “ ”
マツ モト トオル
松本亨 “ ”
フナ ツ ヒロ ユキ
船津博之 “ ”
スズ キ ヒデ ヤ
鈴木秀弥 “ ”
マル ヤマ ユ
丸山悠由 “ ”
アカ シ ゴウ
明石剛 “ ”
ヨシ ケイ
吉田圭吾 “ ”
ヨシ オカ トシ ヤ
吉岡俊哉 “ ”
クロ ス ミツ アキ
黒巣益彰 “ ”
ナカ ヨウ スケ
中野陽介 “ ”
マツ モト マサ ノリ
松本正則 “ ”
キ ムラ トモ ヨ
木村知世 “ ”
タ ナカ リョ
田中亮宇 “ ”
ムラ コシ タイ
村越太輔 “ ”
ヤマ ザキ コウ
山崎功嗣 “ ”
マツ モト ユウ
松本雄二 “ ”
ミ ノ タカ ユキ
三輪峻之 “ ”
ヤハ クワ ノブ ユキ
八鉦信幸 “ ”
ヤマ シュウ ジ
山岸秀地 “ ”
オカ モト ジ
岡本淳司 麻布支部へ
オ サワ チカシ
小澤近 “ ”
スズ キ ダイ
鈴木大輔 京橋支部へ
芝支部へ

キ ジマ ジュン イチ
木 島 淳 一 杉並支部へ
アイ カワ ミツ オ
相 川 光 生 神田支部へ
アイ カワ キク ノ
相 川 菊 乃 〃
イ トウ スケ
伊 藤 洋 輔 〃
ニシ ムラ タカ ヒロ
西 村 營 弘 〃
ネ モト マサ タカ
根 本 真 孝 〃
ニイ スマ トモ コ
新 沼 朋 子 〃

〈法人転出〉

AGS税理士法人 麹町支部へ
リーダーズサポート税理士法人
神田支部へ

〈退会〉

カン ゴオリ コウ
神 郡 翁 千葉県会へ
スズ キ ミツ オ
鈴 木 三 雄 業務廃止
ハシ モト マサ ノリ
橋 本 正 典 業務廃止
サ トウ ケン イチ
佐 藤 賢 一 業務廃止
ウエ デ ヒロ
上 田 秀 和 業務廃止
ウ ガ ジン ヒサ オ
宇 賀 神 久 雄 千葉県会へ
ミ ウラ ヨウ ヘイ
三 浦 陽 平 業務廃止
タ ナカ ユウ スケ
田 中 裕 介 東北会へ
ク ボ ケイ タ
久 保 圭 太 業務廃止
キタ ムラ シン イチ
北 村 真 一 関東信越会

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

イノ ウエ カズ ノブ
井 上 一 信 昭和25年8月10日生まれ 64歳
平成27年7月14日死 亡
ヨド ガワ ジ ロウ
淀 川 治 郎 昭和19年1月3日生まれ 71歳
平成27年9月12日死 亡



編 集 後 記

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。私が広報部長になって初めての会報です。今号は、野球部の支部対抗野球大会の優勝、カラオケ部の25周年、TNG（ゴルフ同好会）の300回記念、日本橋税務署の今昔等、盛りだくさんの内容となりました。

また、新年恒例の「年男、年女は、語る」にも大勢の会員の方々から原稿を頂戴しました。

日本橋税務署、署長を始め、原稿をお寄せ下さった方々に重ねてお礼を申し上げます。

旧年中は、暗いニュースが多かったようです。戦争の無い日本、そして争いの無い世界、明るい社会の訪れる年でありますように。

(J.K.)

(編集委員) 木下純一、佐野典子、結城昌史、
岩川由美子、増田和弘、高橋龍美





小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

マル経融資とは・・・無担保、無保証人、低利の国の融資制度です

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下 (※) の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下)
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金 (所得税、法人税、事業税、住民税) を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

資金用途

●設備資金
・パソコン・プリンタ・
会計ソフトの入替
・事務所移転 等

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
・諸経費の支払 等

担保・保証人

不要 (信用保証協会の保証も不要)

融資利率

年 1.15% (平成 27 年 11 月 13 日現在)
※中央区の利子補助制度があります。

(注) 審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、

平成 28 年 3 月 31 日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。

※東商会員・非会員を問わずご利用できます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談

毎月第 3 火曜日・偶数月第 1 火曜日
13 時～16 時

税理士による無料税務相談

1/21～3/3 の毎週火・木曜日 13 時～16 時
要予約・電話にてご予約ください

税理士先生とその関与先様のために 様々なご相談に応えます！



顧問料の集金

- ・報酬自動支払制度
- ・税理士業務支援サービス
株式会社日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

- ・相続・収益物件
- ・物件調査・財産評価

株式会社日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団料率で保険料が割安)
- ・生命保険コンサルティング
株式会社共栄会保険代行

生保・損保

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング
株式会社日税サービス

税理士とその関与先のために



日税グループ

検索

税理士界ひとすじ 信頼と実績で 40 年 日税グループ



株式会社日税ビジネスサービス

☎ 0120-155-551



株式会社共栄会保険代行

☎ 0120-922-752



株式会社日税不動産情報センター TEL 03-3346-2220
(本社代表)



株式会社日税サービス

☎ 0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

● 税理士マーク入りのステータスカード 信用を象徴するインターナショナルカード



「ゴールドカード」「一般カード」の中からそれぞれ「Visa」か「MasterCard®」をお選びいただけます。
先生方の信用を象徴する1枚として特に「ゴールドカード」をお勧めいたします。

ゴールドカードならではのハイクオリティなサービス

- 海外旅行傷害保険※ …… 最高5,000万円
- 国内旅行傷害保険※ …… 最高5,000万円
- ショッピングセイバー※ …… 年間限度額300万円
- 空港ラウンジサービス

ご搭乗までの時間をゆっくりとおくつろぎいただけるラウンジをご用意いたしました。
ご旅行やご出張の際に、ぜひご利用ください。

※付帯保険の内容は概要です。詳細（適用条件）はお問い合わせください。また、カード送付時に保険の詳細を記載したご案内を送付いたします。

くらしに役立つDCカードのベーシックなサービス

● DCハッピープレゼント

1カ月のショッピングご利用金額合計1,000円ごとに基本ポイントを1ポイント付与いたします。
リボ払い（楽payご利用分を除きます）・分割払い（3回払い以上）についてはポイントを2倍とします。

● DC Webサービス

パソコン・携帯電話で簡単にご請求額・ポイント照会や各種変更手続き等ができる会員様専用インターネットサービスです。

● 海外アシスタンスサービス「ハローデスク」

会員の皆様安心して立寄ることができる海外アシスタンスサービスの窓口「ハローデスク」を世界各地にご用意しております。
海外での現地情報のご提供やレストランのご予約など、現地スタッフが皆様のお問い合わせに日本語でお応えいたします。

その他カードの特典や詳細については、入会申込書をご確認ください。
入会申込書は下記までお問い合わせください。

詳しい内容についてのお問い合わせ先

三菱UFJニコス株式会社DCカードご入会ダイヤル

☎0120-10-2622 受付時間 9:00～17:30 無休（年末年始は休み）

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011



カ

ラ



オ



ケ



発

表

会

